

令和3年9月定例会会議録

令和3年豊郷町議会9月定例会は、令和3年9月7日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	日比野 雄 二
3 番	中 島 政 幸
4 番	村 岸 善 一
5 番	前 田 広 幸
6 番	高 橋 直 子
7 番	西 澤 博 一
8 番	鈴 木 勉 市
9 番	西 澤 清 正
10 番	今 村 恵美子
11 番	河 合 勇

2、当日の欠席議員は次のとおり

2 番	辻 本 勇
-----	-------

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総 務 課 長	山 田 裕 樹
企 画 振 興 課 長	清 水 純 一 郎
税 務 課 長	山 口 昌 和
保 健 福 祉 課 長	森 ち あ き
医 療 保 険 課 長	西 山 喜 代 史
住 民 生 活 課 長	長 谷 川 勝 就
会 計 管 理 者	小 西 直 美
人 権 政 策 課 長	西 山 逸 範
地 域 整 備 課 長	岡 村 浩 孝
産 業 振 興 課 長	山 田 篤 史
上 下 水 道 課 長	森 本 智 宏

教 育 次 長 馬 場 貞 子

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長	神 辺 功
書	記 田 中 宏 樹

5、提案された議案は次のとおり

一般質問

河合議長

皆さん、おはようございます。9月定例会を再開いたします。

辻本議員より欠席届が出ております。ただいまの出席議員は10名で会議開
会定足数に達しております。よって、本日の会議は成立をいたしました。

本日の会議を開きます。

(午前8時58分)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則
第127条の規定により、8番、鈴木勉市君、9番、西澤清正君を指名いたしま
す。

日程第2、一般質問を行います。執行部に要望いたします。答弁は率直にして
明確にお願いいたします。また、質問者は、会議規則第54条、第61条を尊重
し、円滑なる議会の運営にご協力のほど、お願いいたします。特に申し上げてお
きたいことは、発言通知書に記載された内容以外の許可をしていない発言をさ
れますと、地方自治法第129条を適用しなければならないこととなりますの
で、十分注意して質問を行うようよろしくお願いいたします。また、質問する時
間は1人30分ですので、議員の皆さんはご協力をお願いいたします。

それでは、鈴木勉市君の質問を許します。

鈴木議員

議長。

河合議長

鈴木議員。

鈴木議員

皆さん、おはようございます。それでは一般質問いたします。

まず、新ごみ処理施設の進行状況について問います。

3月議会に引き続いて、この問題について問います。3月議会の答弁では、ご
み減量計画は8月頃までに目標を定める。分別については、ごみ分別方法統一化
等検討委員会で協議を進めている。また、地質調査、地歴調査、地形測量は年度
内に完了する等々の対応の回答でありましたが、次の点について明らかにして
いただきたいと思います。

1つは、ごみ減量計画がどうなったのか。その検討会の開催回数や協議事項、
その中での意見等を明らかにしていただきたい。

2点目は、分別方法の検討がどうなったのか。その検討会の開催回数、協議事
項、意見等を明らかにしてください。

3点目は、候補地である西清崎地先の地形、地質、地盤条件がどのようなもの
であるか、説明を求めます。

2つ目は、安定ヨウ素剤の円滑な配布について問います。

昨年の9月議会で、豊郷町の全家庭ならびに教育施設などに安定ヨウ素剤の
事前配布を求める請願が採択され、今年度の当初予算にも予算が計上されてい

ますが、今後どのような計画で配布をされている計画か、明らかにしていただきたいと思います。

3点目は、大雨による避難指示について問います。過日の大雨により、日栄学区各4地区、吉田、上枝、下枝、日栄に突然避難指示が発令されましたが、避難指示発令に至ったその判断や経過を明らかにしていただきたいと思います。

最後に、豊郷町史の編さん、編集について問います。

豊郷町史の発行について、次の点を問います。

1つは、町史の発行に向けて、現在、史料の収集、編さんが進められていますが、どのような形で収集を進めておられるのか明らかにしてください。

2点目は、どのような史料、この場合は歴史資料ですが、どのような歴史的な資料がどのくらい収集されているのか、その点数も含めて明らかにしてください。

3点目は、史料の収集、編さんがいつ頃に終わり、史料、その編さんが終わった後、どのような編集方針で編集をされていくのか説明を求めます。

住民生活課長 議長。

河合議長 長谷川住民生活課長。

住民生活課長 皆さん、おはようございます。それでは鈴木議員の、新ごみ処理施設の進行状況を問うについてお答えさせていただきます。

ごみ分別方法統一化検討委員会が、令和3年3月から現在までに計4回開催されまして、ごみ分別と分別方法統一案及びごみ減量目標案の検討、決定がなされまして、ごみ処理基本計画素案の確認、検討し、今後、組合管理者会において方針が決定され、11月中旬に開催予定の第5回検討委員会において計画の最終確認が行われるスケジュールとなっております。

プラスチック類の分別をめぐる国の方針や、施設整備費交付金の交付要件が不透明でありまして、特に交付金交付要件につきましては、プラスチック類焼却の方が約40億円安価となっても、交付金と交付税措置の約118億円が受けられなければ、圏域の大きな財政負担となります。検討委員会としては、新施設が交付金に関する新法案施行以前から整備を計画している施設と認定され、プラスチック類分別が、新施設の交付金、交付要件とならない場合と、新法案施行以降に整備を計画する施設として、プラスチック類分別が、新施設の交付金、交付要件となる場合の双方を想定して、分別方法統一案を提示することとなりました。

プラスチック類を焼却する場合、ダイオキシン類の発生が懸念されますが、新施設では最新の装置で発生抑制した上で適正に処理されることや、サーマルリ

サイクルにより得られる効果、発電効率の向上、余熱を利用した設備等を停止した方がよいとの意見が出されました。彦根愛知犬上広域行政組合では、施設整備基本計画で設定した新ごみ処理施設の規模に基づき、施設の基本設計、新施設設備に向けた検討が進められています。そのため、施設整備基本計画で設定した熱回収施設規模と乖離しないように、減量目標を施設規模に合わせて設定することとなります。

施設整備基本計画で設定した熱回収施設規模は、容器包装プラスチックを燃やす場合は、1日に147トン、容器包装プラスチックを分別する場合には、1日144トンとなっております。ごみの減量目標の設定方法として、本計画では、将来の人口増減の影響を受けず、また、ほかの関連計画との比較を容易にするため、1人1日当たり排出量に減量目標を設定し、令和13年度に、令和元年度実績値から15%の減量となりました。

分別方法の検討はどうなったのかということでございますけれども、容器包装プラスチックをプラスチック類分別が交付金の交付要件とならない場合、燃やすごみとする、容器包装プラスチックを、プラスチック類分別が交付金の交付要件となる場合には資源ごみとする。硬いプラスチック類については、プラスチック類分別が交付金の交付要件とならない場合、燃やさないごみとする。硬いプラスチック類を、プラスチック類分別が交付金の交付要件となる場合、資源ごみとするとなりましたが、追加意見といたしまして、二酸化炭素の排出量抑制について、ごみ収集運搬の効率化や電力をはじめとする施設の省エネ化に取り組んでいただきたいとの意見が出されました。また、硬いプラスチック類の分別方法について、収集体制の変更の負担を避けるために、燃やさないごみとして収集し、新ごみ処置施設内で選別後、焼却し、熱回収するという案に決まりましたが、これは負担額、収集体制が変わらないことを前提としておりまして、今後負担額の増額、収集台数の変更が生じる場合は、4町に負担がかかることとなります。4町については、現在燃やすごみとして回収しており、燃やすごみとして処理すれば、選別にかかる費用は不要となることから、4町では燃やすごみとして収集し、熱回収した方が事業費の削減につながるのではないかと追加意見が出されました。

候補地である西清崎地先の地形、地質、地盤条件はどのようなものかということでございますけれども、滋賀県防災情報マップによりますと、洪水浸水想定区域図、これは1,000年以上の降雨確率での浸水想定、最大規模となっております。候補地内の最大浸水想定深度が田んぼの底面から2.75メートルとなっている地点がございます。浸水対策としましては、候補地内の最大浸水想定深度が、

田んぼ底面から2.75メートルとなっていることから、それ以上の高さまで盛り土をして対応するというごさいます。

土砂災害危険箇所についてですが、これも滋賀県防災情報マップによりますと、土石流危険溪流に候補地北西側の6分の1程度が指定箇所となっております。また、急傾斜地崩壊危険箇所として、候補地外の北東部が指定箇所となっております。土砂災害対策として、指定箇所には施設を整備しない、2.75メートル以上の盛り土をすることから、盛り土が土留めとなります。

地質、地盤についてでございますが、都道府県土地分類基本調査表層地質図や、滋賀県地域防災計画にある沖積層等圧線図にて評価され、敷地の北西部のごく一部を除くほとんどが沖積層であり、厚さは10メートルから15メートルと推定されております。軟弱地盤だが、支持力の確保は可能と判断されております。軟弱地盤対策として、現在、造成基本設計業務において、組合として考え得る最適な工法を検討中とお聞きしております。

以上でございます。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 鈴木議員の質問にお答えします。

安定ヨウ素剤の円滑な配布を問うについてですが、まず、予算の積算が間違っておりましたので、申し訳ありませんが、この9月補正で追加させていただきました。今後については、ヨウ素剤を購入し、学校と地域の避難場所に配置できればと考えています。しかし、学校配置につきましては少し協議ができておりますが、一時避難場所への配備については、まだ何も協議できておりませんので、今後進めていきたいと考えています。あと、一番重要なのは、町民の皆様に安定ヨウ素剤というのは何なのかということを広報していくことです。あまり知られておりませんので、広報に記載するだけでなく、ほかの方法も必要かなと思っております。また、いろいろお力添えいただければと思います。

次に、大雨による避難指示を問うについてお答えします。

まず、避難指示までの時系列で報告します。

8月14日、9時4分に、清水課長より河川状況の報告をLINEの写真でいただきました。このときは、少し水が増えているなという感じで、いつもの雨の程度の増水でございました。

9時36分に、役場の近隣の方から、改築による水路の苦情があるので対応願いたいということがありましたので、向かうことにさせていただきました。

9時49分に大雨洪水警報が発表されまして、同時に、9時49分に清水課長

より河川状況の報告をLINEの写真でいただきました。このときは、30分間でかなり増水をして、非常に危険であると判断いたしました。なので、9時56分、町長に本部会の設置の報告をしております。

10時1分、各課長に役場参集の連絡を行いました。

10時6分に、次長に避難場所の開設の指示、避難場所の準備を、10時6分までは車の中で皆さんに指示を行いました。その後役場につきまして、すぐに、10時10分に吉田区長に電話をし、吉田の一時避難場所の開設を依頼するとともに災害警戒本部を設置いたしました。

10時15分、岩倉川の水位がさらに上昇したため、防災無線で口頭で避難指示の放送を2回行いました。避難指示につきましては、日栄小学校を開設して、吉田194世帯、514人、上枝99世帯、235人、下枝207世帯、555人、日栄90世帯、193人、合計590世帯、1,497人の避難指示を行いました。と同時に、消防団の幹部に出動、巡回をお願いいたしました。

10時25分、防災無線で再度避難指示の放送をしております。

10時30分にも繰り返し避難指示の放送をいたしました。職員が集まってきたので、まず、アンダーパスの閉鎖を行いました。

次に、この後10時50分からは、町内の苦情があったところの止水板の撤去しに行ったりとか、巡回を行っております。

11時20分に、日栄小学校、吉田区一時避難場所の公民館と正法寺に物資搬送、水、毛布、ブルーシートを行いました。

11時10分には、日栄小学校に避難の方が3人来られました。

11時14分には、課長補佐の待機の連絡を行いました。

11時30分、吉田公民館に6人の避難者、日栄小学校に避難者17人が来られました。

11時42分に、日栄小学校では避難者が25人、12時に、住民の方から豊日中学校にも避難したいと連絡がありましたので、豊日中学校の開設を無線で放送いたしました。大まかな時系列で、まず報告をいたしました。

写真の状況で、30分間の間に岩倉川が増水し、目視できる簡易水位計が赤白の部分の白色の部分の中段まで増水していたため、役場に向かう道中に本部会の設置、課長の参集は町長と協議し、次長に日栄小学校、豊日中学校の避難開設をお願いいたしました。

役場に到着後、町長、総務課長補佐、消防担当と協議し、高齢者等避難を出している余裕がないため、すぐさま、避難指示を日栄小学校の開設できるめどがあった時点で防災無線で流しました。岩倉川の状況については、常時LINEにて

確認し、状況報告に努めました。

以上です。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 それでは、私の方からは、鈴木議員の豊郷町史の編さん、編集を問うの質問にお答えをいたします。

まず、①の町史発行に向けてどのような形で収集を進められているのかにつきましては、昨年度から、毎月の「広報とよさと」の中に「町史編さんだより」や、豊栄のさと催し物案内の中での掲載ならびに豊栄のさと館内に張り紙をいたしまして、住民の方に、古い写真や書物があれば社会教育課まで連絡していただくように呼びかけたり、今年度につきましては、民俗調査を中心に各集落に入り、神社や寺院をはじめ、各集落の特徴的な場所をフィールドワークをしたりしているところでございます。

②のどのような史料がどのぐらい収集されているのかというご質問につきましては、昨年度までに調査したものにつきましては、古い写真や書物などの史料、約1万5,000点の調査を行いました。調査した史料は全て撮影をし、その数は約16万カットとなります。今年度分につきましては、まだ調査途中のため数が確定しておりません。

③の、史料の収集はいつ頃終わるのか、また、収集終了後の編集方針についてのご質問につきましては、町史編さんが終了するまで史料収集は継続して行う予定でございます。その後、編集委員会を立ち上げて、6つの町史編さん方針に基づき執筆に取り組む予定でございます。

以上です。

河合議長 再質問はありますか。

鈴木議員 はい。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 まず、ごみ減量、ごみの問題ですが、再度教えていただきたいのは、ごみの減量計画については5回目で、ちょっと聞き漏らしましたが、最終確認をされるという回答だったと思うんですが、確認されると思うんです。お聞きしたのは、今どういう意見があるかということで、最終確認されるまで明らかにできなければ、それはそれで仕方ないと思いますが、今こういう方向で、最終確認の方向が取られているという状況で説明がいただけるのであれば、それはひとつ説明をしていただきたいと。

それから、今の回答ですと、国の新しい法律がどうなるかまだ分からないと、

それで交付金がどうなるか分からないと、それによって全然違ってくると、細部は別にしてね、いまだ、つまり不透明なんだということだったと思うんですが、そういう現状をまず、ちゃんと確認をした中で、ごみ問題をどう考えるかということについて、やっぱり共有をしておく必要があるんじゃないかと思うんです。

今まで、私もそうですが、ごみは出るもの、それをどう処理するのかと、そういうスタンスで行政も進められてきたと思うんですが、同僚議員も質問されていますが、やっぱり持続可能な社会をどうするかという点で言えば、ごみを資源として捉えると、そして、持続可能な環境に配慮した循環型に集約していくと。そういう地球規模的な捉え方が、まず必要ではないのかというふうに私は思うんです。そういうスタンスに立って幾つか質問をいたします。

今ありました減量計画の問題、5回目で大体方向が出るというお話でしたが、ごみの搬出量、3月議会でも言いましたが、焼却ごみの減量対策、これが明らかにならずに、今、広域行政組合でおしなべて5%減ということで進められてきたようですが、それがやられずに、先に処理施設の規模が先行するというのは、私はこれは本末転倒ではないかと申し上げてきました。まず、先に減量計画を明らかにして、どれぐらいの施設になるのかということが大事だと思うんです。その点で、3月議会では町長の方からも、行政組合でも8月頃までに1市4町の分別内容、それぞれの減量の目標を定めようとしていると、それが出来、施設の設計額でごみの量も確定されていくと思いますという回答でした。私はそれは当然のことだと、ぜひ、そういう立場を堅持していただきたいと思っているんです。

先ほど、5回目、もう一遍言いますが、最終確認をするということですが、今どういう方向で最終確認をされようとしているのか、回答をお願いをしたいというふうに思います。ごみ問題というのは、行政や議会、町民、企業も含めて、一体となって取り組まなければ解決が難しいというふうに思います。一朝一夕に実現をしていけるものではないだろうというふうに思います。その取組のために重要なことは、今、ごみがどうなっているのかということ、やっぱり行政、議会、町民も含めて、今、ごみの減量についてやはり共通理解をしておくということが、まず前提として必要ではないかと思います。そこでこういう資料を作ってみました。1つは豊郷町、甲良町、多賀町、愛荘町のごみの現状ということですが、これは湖東衛管からの資料を基にして、私なりに作成をし直したものなんです。まず、一番最初のリバースセンターへどれぐらい可燃ごみが搬入されているのかというのが一番上の表です。これ、平成27年との比較ですが、これで見ると、豊郷町が平成27年度と比較で117%、甲良町が103%、多賀町が106%、愛荘町が102%という数字になっています。真ん中が年間1人当

たりのごみ、家庭系ごみの量というふうに資料ではなっていましたが、これが10年前の平成23年とを比較する資料がありました。これで見ますと、10年前と比べて豊郷町が118%、甲良町が120%、多賀町が113%、愛荘町が108%となっています。一番最後が年間1人当たりのごみですが、これが平成28年度と比べますと、豊郷町が105%、甲良町が101%、多賀町が102%、愛荘町が97%となっています。

これを見ていまして、あれ、愛荘町だけが一番下が97%ということで100切ってるんですね。これ、不思議だなと思って考えていたときに当たったのは、この裏にあります。この中日新聞の8月8日付で載りました。「厳しい分別、意識も高く」と、愛荘町が年間1人当たりのごみの排出量が県内で一番少なく、高いときよりも1年間で80キロも少ないと、こういう記事が載りました。これ、分析が必要だとは思いますが、これによりますと、環境省が毎年一般廃棄物処理実態調査というのを出しているようでありまして、私も早速実態調査に当たってみて、いろいろ資料を、こういう資料がありますが、参考になる資料がたくさんありましたので、ここにちゃんと資料があるやんかというのは今さら気がついたところなんです。これでいきますと、申し上げたいのは、これで見ると、例えば、ほかの町のことは言いませんが、豊郷町の数字と愛荘町の数字が30%低くなるんですよ。うちより、現状で。この新聞記事でも、なぜ愛荘町がこれだけ低いのかまだよく分からないという記事にはなっていますが、今の、事実として、今、愛荘町、うちの、豊郷の数字と比べると愛荘町が3割低いと、であれば、ここを分析して研究して、みんなで学んで、愛荘町なみになれば、これだけで3割の減量ができるんじゃないかと、そうすると、処理施設の機能も変わってくるんじゃないかというふうに、この資料をつくって思いました。と、私は考えるのですが、その点について、町のお考えをお聞かせを願いたいというふうに思います。

次に、分別の問題ですが、分別が、先ほどの回答がプラスチックをどうするかということに限定をされていましたが、燃やすごみの方が、地元負担が少なくなるのでこっちの方がいいんじゃないかという意見も出ているということでしたが、そうじゃなくして、ごみを資源として考えたときに、先ほどのスタンスで言いますと、有効利用できるように細かく分別するということが大前提になると思うんです。ごみは、ごみを出す段階で住民1人1人が手元分別するのが一番効率が高く、行政のお金もかかりません、費用もかかりません。ただ、手元分別にはごみを出す住民の協力がなくては実現はできませんので、そのためには、行政が住民の協力を得るために大変な努力が要ると、住民も努力をしなければな

らないと思いますが、そういう努力を今後も粘り強く丁寧に、ごみ行政の発想を転換して取り組んでいくことが大切だと思いますが、町の見解を求めます。

住民生活課長 議長。

河合議長 長谷川住民生活課長。

住民生活課長 鈴木議員の再質問にお答えさせていただきます。

ごみ分別方法統一化検討委員会におきまして、事前に行った住民アンケート調査によりますと、容器包装プラスチックの処理方針で、住民、彦根市の方は、分別回収し、資源化したいという意見が一番多かったのですが、ほかの4町については燃やすごみとして、そして熱回収した方がよいのではないかという意見となっておりまして、真っ二つに、彦根市とほかの4町で変わっておりまして、その協議が長引いたわけでございます。

最終的には、彦根市の現在やっておられる分別の方法の方に案はなったんですけども、そのことを、8月の末に行われた、ごみ分別統一化検討委員会で最終確認しまして、それを現在、管理者会の方へその内容を送っておりまして、今後、管理者会において協議され、また、方針の方が決められることと思います。その管理者会で決められてから、また10月の末か11月、多分中旬ぐらいになると思いますけれども、ごみ分別方法統一化検討委員会が開催されまして、最終の確認ということになります。

そして、鈴木委員がおっしゃられました、ごみの現状の部分ですけども、愛犬4町の中では、新聞にも載っていましたが、愛荘町がほかの3町に比べてごみの増加の量が少ないのが分かります。年間の世帯当たりのごみ量につきましては、愛荘町はほかの町に比べてアパートなども多く、世帯数が多いために、年間のごみ排出量、世帯数で割ると、世帯数が大きいために1世帯当たりのごみ量が少なくなるので、世帯で比較するのは難しいと思いますけれども、年間1人当たりのごみ量の伸びが、平成23年度との比較では、一番すばらしい、少ないのはすばらしいことだと思います。

愛荘町が、一番ごみの伸び率が少ない原因の1つとしましては、愛荘町では平成29年7月に、イーサービスが資源ごみ回収施設エコステーションをオープンさせました。これによりまして、今まで行政の方で回収されていたごみが、民間の事業所の方へ流れるようになりましたので、その分、行政でカウントされるごみの量が減る原因となったと思います。

それと、鈴木議員がいただいた新聞にも載ってございましたけれども、旧の愛知川地区では転入時に瓦礫金属、びんの回収用のコンテナ、マイコンテナを購入していただくことになっておりまして、旧の秦荘地区でも、細かく分別が今までされて

いましたようでございます。そのため、住民のごみに対する意識が高く、厳しく分別し、個人個人がきちんと出しておられるんだと思います。

このように、ごみの減量には住民一人ひとりの意識の高さということが大切でありまして、住民意識を高めることが大切だと感じております。そして住民意識を高めるためには行政だけ努力しても駄目でございます、住民1人1人が自主的にきちんと分別し、ごみを出していただけますように、今までもやってきましたけども、広報や看板などを通して啓発活動を行い、また、今コロナで中断しておりますけども、クリーン作戦といったイベントをすることによりまして、住民の意識変革を狙いまして、粘り強く、これからも住民へ訴え続けていくことが一番だと考えております。

以上です。

河合議長 再々質問はありますか。

鈴木議員 はい。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 先ほど回答がありました地形、地質、地盤状況の問題ですが、先ほどもありましたが、候補地として決定するに当たって、こういう、彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設基本計画というのがあります。先ほど回答にありましたが、これで見ますと、一つは地形の問題ですが、先ほども回答がありましたが、敷地の6分の1程度が土砂災害危険地域になっている。それから2.7メートルですか、2メートルから3メートル以上の盛り土が必要だというふうに、この基本計画にも書かれてあるんです。私は素人なりに、こういう場所がなぜ候補地になったのかなと、よく理解できないなど、これを読んで思った。やっぱりそういう危ないところは最初から外しておくべきじゃなかったんだろうかというふうに思っています。

地質の問題では、これもありましたが、沖積層、さんずいへの沖の層ですが、沖積層で軟弱地盤だと、ボーリング調査が、彦根さく泉というところがボーリング調査をされていますが、この話では、硬い砂の柱を3メートル間隔ぐらいで打っていかなあかんという話がありまして、最終的にこれ、どれだけ打たなあかんのかね、まだこれもよく分かってないと思うんです。つまり、浸水想定地域で土砂災害緊急地域で、それで軟弱地盤、こういうのが今の候補地である西清崎地域、やっぱり、昨今の異常気象で、毎年のように50年に一度、100年に一度と言われるものが毎年起こるといふ、こういう状況の中で、軟弱地盤に大きな人工構造物が建設されたらどうなっていくのかというのは、素人の私でも大体想像ができますが、このように多くの問題、課題を抱える今の候補地は、やはり私は再

検討する必要があるのではないかと思います。広域行政組合の副管理者である町長の方から、ぜひそういう見直しの検討も提言をしていただきたいと思いますと思いますが、町長の見解を伺っておきます。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 それでは、鈴木議員さんの再々質問にお答えいたします。

今おっしゃったように西清崎の方で、一応、土質調査、ボーリング調査等もされました。深いところで支持基盤が20メートル、そして宇曾川べりというか、北西の方で40メートルということで、20メートル、こちらの方で施設を建てるという、そういう案でございまして、先ほど課長の方が申しましたように、土盛りを道路から2メートル50を上げて、そして、土砂災害等が起きた場合は、それが土留めになるという感じであります。

さっきおっしゃった、サンドコンパクションパイル工法という、これは海なんかで飛行場をするとき、そういう工法でされるそうであります。実際に、あそこがそういう工法が必要なのか必要でないのか、それでおっしゃったように、相当数がそれを打たないかのか打たんでもいいのか、これはやはり議論の1つの対象になってくるだろうと。

しかしながら、いろいろな地形では、候補地、いろんな課題があります。そういった中で、そしてまた施設の、やはり建設の日程も大方限られてきてます。彦根市の焼却場の維持管理費、大変な額がしている。そしてリバースセンターもやはり寿命がきてて、やはり毎年、大変な維持管理費が要る、そういうことを、いろんな角度から検討し、そして建設を判断されていくものだと思います。

先ほどおっしゃいましたように、ごみの方も、令和元年度のごみの15%減、13年度に、その目標でっていうような、一応何か、立てられているのでありまして、それが、15がどうなのかという、これも議論の1つで、20%、30%で、そういう目標を掲げるのも結構ですけども、実際、そこまでいかなんたら、いざ、装置を稼働したときに、ごみが毎日毎日たまってきて、それこそ大変なことになる。そういうこともありますし、今回の施設建設には災害ごみもやはり計画に上がって、大体、日量で13から14トンぐらいの能力を予定しておこうということで、災害が起こったときのごみの焼却も必要であります。いろんな角度から今後検討され、やはりコンパクトで、そしてエコな、そして経費が少ない施設に、それぞれの首長も考えていることと思いますし、私からもまた、いろんな議論の中では、やはり経費削減に向けていろんな角度から努力するように提言もしてまいりたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

河合議長 鈴木議員、次の質問行ってください。

鈴木議員 次に、安定ヨウ素剤の問題ですが、今、回答いただきましたが、そのとき申し上げましたのは、あってはなりません、原発が林立する福井県で万が一起きたときに、やっぱり子どもたちを守るというために、安定ヨウ素剤を事前に配布しておくということが行政、大人の責任だと思います。ぜひ、具体的な実施を望むものですが、回答にもありましたが、ただ、そうは申し上げても、そもそも安定ヨウ素剤とは何かというのが、なかなかまだ理解をされていません。それから、安定ヨウ素剤を事前に配布しておくだけで何が守れるのかなどなど、安定ヨウ素剤についての町民の理解、わけても子どもを持つ保護者の方の理解と協力がなくては、この事業が実施できないということはいうまでもないと思います。

そのためには、町民に対する丁寧な説明を、様々な機会を捉えて行っていくという必要があると思うんです。その点で7月31日に、全町民に安定ヨウ素剤の事前配布を行っておられます兵庫県の丹波篠山市から、酒井市長と市民安全課の職員が出席されて、丹波篠山市の取組を聞く会が開かれ、私も参加をさせていただいて、多くのことを学んでまいりました。幾つか紹介をしておきます。なお、この聞く会には県内からは米原市長と甲良町長が参加されて、挨拶をされて、守山市長さんからもメッセージが寄せられていました。1つは、驚きましたのは市民の理解を得るための取組を非常に熱心にやられておられるということです。

1つは住民向け学習会、これ、何と227自治会で開かれて、およそ4,300人が参加されている。丹波篠山市の人口が4万人ですから、かなり参加率が高いというのが分かります。2つ目には消防団の研修会も開かれているんですね。これで1万2,000人も参加されている。これも驚きました。それからまず、何とんでも職員の皆さん、それから幹部の職員の皆さんにも安定ヨウ素剤とは何かを理解していただく必要があると、これを繰り返し、職員の研修会をやらせておられます。さらにはPTAの役員研修会、これ、23回開かれているんです。650人が参加されているというんです。それから当然ですが、市広報紙による啓発など、非常に市民の理解を深めるための取組が、丁寧に粘り強く行われているということには私も驚かされました。

この住民学習会で何を取り上げられていたかというのは、1つは原子力発電所の事故というのはどんなものか、原子力発電所は何が怖いのか、原子力、放射能とは何か、原子力は何が怖いのか、安定ヨウ素剤はいつ飲んだらいいのか、副作用はどうかなどの説明がされたというんです。PTAの役員を対象としたものでは、ここでは出前学習会と言っておられますが、そういうのを市の方が出かけてやっているんですね。ここで説明されてたのが、被曝とは、被曝の種類、

安定ヨウ素剤の効果等々、服用上の注意などが説明されていると。啓発については広報紙はもちろんなんですが、リーフレットもつくって配布されてると、保育園、幼稚園、子育てセンター、乳幼児健診などにそのリーフレットを配布していると、それからさらに、今まで安定ヨウ素剤は丸薬しかなかったんですが、今は3歳未満児も服用できるゼリー錠ができていますから、何とこの3歳未満の子どものいる世帯をダイレクトメールを送っているというんですね。非常にきめ細やかな取組が行われています。本当に参考になることが多かったのですが、ぜひ、これらの取組に学んで、町民の理解を得るための取組はこれからだという回答でしたので、丁寧な取組を行っていただきたいと思いますが、回答を求めます。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 鈴木委員の再質問にお答えいたします。

丁寧な取組をお願いしたいということです。先ほどはまず、広報に掲載させていただきますというお話をさせていただきましたが、鈴木議員からもらった資料を見ていますと、なかなかこう、市民さんも初めは意識がなかった中で、兵庫医大の上紺屋教授が先頭を切って、いろいろ取組をされて、市民の機運を上げていったということが書かれております。医師会もいろいろ対応してということで、非常にこの資料、全部見させていただいて、参考になるなと思って、豊郷町に置きかえた場合に、そういうふうな機運が挙げられるのかなというのが1つ心配事でした。

何をしていかなあかんのかなと考えたときに、やはり町民の方に、まずは、これはこういうことなのよということをお知らせすることが大事なので、今1つ考えているのは、各区の3月の総会のときに資料なりを配らせてもらうとか、そういうようなことができれば、少しでも理解が深まっていくのかなと思いますし、1年ではすぐに広まるものではありませんので、時間をかけて丁寧にやっていければと考えております。

以上です。

河合議長 再質問はありますか。

鈴木議員 いいえ。

河合議長 次ですか。

鈴木議員 次行きます。

河合議長 どうぞ。

鈴木議員 避難指示の問題ですが、先ほど、時系列に避難指示が発令されるまでの経過の

報告をいただきました。

まず、大変な大雨の中、車の中から緊急指示を出されるなど、対策本部の努力には、まずは敬意を表しておきたいと思います。防災無線で避難指示が発令されたということをお聞きしまして、私も宇曾川から吉田、岩倉周辺を車で巡回をさせていただきました。不思議だったのは、皆さんも経験されていますが、岩倉川から宇曾川に合流する地点はものすごい雨の量が多かったんです。その横の宇曾川についてはそんなに大したことなかったんですね、何でかなというふうに、非常に不思議に思いました。

宇曾川から、今度は岩倉川の方に回ってみました。吉田橋に回ってみますと、そこで同僚の西澤博一議員にもお出合いをさせていただきましたが、何人かの地元の方が心配そうに出ておられました。「早う避難所に行きな」と声をかけてみましたんですが、鈴木さん、コロナがあるさかい、家の2階にいてる方が安全やわとって帰られた方も実際何人かおられました。そこにおられた方から、この岩倉川はな、3か所危ないところあるんやということで教えてもらったんで、その3か所も見てまいりましたが、確かに、これはちょっとやばいんちゃうかという実感をいたしました。

その後、避難場所である日栄小学校の方にも足を運んだんですが、既に何名かの方が歩いて避難に来ておられて、中には避難指示が出ておらない、私の地元の顔見知りの方も小学校の方に避難をされておられました。

そこで、避難指示が出されている区の役員さんもおられて話になりましたのは、急に、防災無線が避難指示だけだったと、だから年寄りやらの避難やはどないするんやっちゅう放送がないやんけど、やっぱりそこは丁寧にきちっと放送してくれんとあかんのちゃうんかという話がありまして、お前も今副区長やさかい、早う自分の村へ帰って、それせなあかんのちゃうかって教えてもらって、ああ、そうやなと思って、それなりの行動を取ったわけですが、やっぱり今回の、先ほどの話で急だったとはいえ、本来は高齢者等の避難指示をきちっとやっぱりするべきであると、その段取りをきちっとするべきではないかと思います。

前回にも多々報告がありましたが、今回の避難指示の反省点を踏まえて、現在、いろいろな意見を集約しているということでありましたので、現時点でどのような意見が集約、寄せられているのかというのを説明していただきたいのと、やはり急な、今回は指示でありましたが、避難指示をする場合に高齢者等の安全確保への対策が必要ではないかと思いますので、回答を求めます。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

まず、高齢者等避難指示についてなんですけども、朝から、僕ずっと、避難の警報の確認をずっとしているのと、雨雲をずっと見ていたんですけども、守山と豊郷だけがずっと黄色い注意報のままで、さっき言った9時49分に急に警報になったときには岩倉川が結構な増水で、もうこのままいけば氾濫する状況であったということでございます。本来であれば、警報が出てから職員の参集、緊急の場合は職員の参集が始まって、普通は時間があるんですけども、今回は、先ほど申し上げたように時間があまりにもなかったということ、1つ、5年前だったと思うんですけども、宇曾川と岩倉川が、ちょうど選挙のとき氾濫しかけたときは、県の土木の方から、宇曾川がかなり増水しているの、危ないのという連絡があったんですね。けども今回の場合は、宇曾川がまだ、この警報が出たとき、岩倉川ではもうかなり増水しているときには、まだ、高齢者避難の黄色い部分のところまで宇曾川はまだ達してないという状況だったので、誰も分からないという状況でございました。なので目視で全て判断したということですので、そこはちょっとご理解いただきたいということと、あと、もし仮に、県と通じる、岩倉川にも県と通じる水位計があれば、県からも連絡があったので、そういうなんをつけてもらえるようにしていかなければならないのかなと今は思っております。

あと、どんな意見があったということなんですけども、機材の不足がいろいろありまして、例えばサーマルカメラとか、買ってあったんですけども、すぐに持って行けなかったりとか、携帯の非常用電源の充電器とかもあるんですけども、そういうなんを全然準備ができてなかったということとか、役場に、課長に参集のLINEを全部流したときにも、詳しいことはほとんど言えてないんです。岩倉川が氾濫しかけています、すぐ参集してくださいという。車の中で打っていますので、詳しいことは書かずに、もうすぐ来てくれというだけの状況でしたので、状況が分からない中で参集するのはいかがなのかという苦情もいただいております。避難所には保健師とかを含めて配置するようにした方がいいのではないかということとか、体育館でテレビを見る、情報が要るのではないかと、あと、車椅子の方も来られましたので、事前に車椅子もやはり用意しておくべきではないのかということとか、いろいろ、多数のことを皆さん書かれておりますので、そうだなということに、今、非常に思っております。

あと、備蓄倉庫の中に冷房器具とか備品、マットなど、下に敷くもの、毛布なんですけども、そういうものも早く準備した方がいいんじゃないかということとか、あと、ちょっと、土のうが全然準備できておりませんでしたので、土のう

の準備も事前にやっておかなければならないのかとか、あと、防災計画で決まっている役割どおり行動すべきではなかったのかということとか、いろいろただいております。今回の場合は、災害警戒本部体制を敷きましたので、まずは課長以上が集まったということでございます。もし、決壊していれば本部、体制を開いて全職員が出るという形になっていたと思います。

以上です。

河合議長 再々質問はありますか。

鈴木議員 いや、次にいきます。

河合議長 次行ってください。

鈴木議員 最後に町史の問題ですが、今、1万5,000点ぐらい集まっていて、16万点ぐらい見ていてというお話でしたが、町史の発行について、これまでも史料の収集、編さんと編集はきちっと分けて考えるべきじゃないかというようなことを、違うんじゃないかということなど申し上げてきましたが、先ほど回答があったんですが、令和2年の主要施策の概要、ちょっと、決算でもいただきたいのでみますと、専門の団体に調査を委託して、資料収集、デジタル化、記録、分析を行ったとされているんですが、委託を受けているのがどの団体で、どういう分析がされているのか、分かれば説明をお願いしたいと思います。

それから2つ目は、編集委員会が発足しているとお聞きしているんですが、その委員構成、責任者、大学の先生であれば近代史とか現代史とか民俗史とか、専門領域、それから事務局はどこがやっておられるのか。どういう形でやっておられるのか説明をお願いしたい。

3点目は、今年が町政50周年ですから、本当は、できれば一番よかったんだなどは、個人的にも思っていますが、作業が遅れているのは、いつ頃の発行を目指しておられるのか、これは具体的な話です。

4点目は、町史というのは言うまでもなくわが町の歴史を、事実に基づいて正確に記述するということが必要だと思うんですね。単に歴史と言いますが、私たちは歴史と言いますが、歴史には2つあると言われていています。1つは言うまでもなく事実はどうだったのかということと、もう1つは、その事実をどう認識するかという歴史認識、この2つがあるというふうに言われているんです。

町史の発行をめぐるっては、様々な議論を呼んでいます。記憶に新しいのは、近年では彦根市史の発行をめぐる争論がありましたし、また、本町には豊郷村史はあって、日栄村史が存在していませんが、その豊郷村史にも間違いがあるという、いろいろ指摘されてきて、それはもう周知の事実になっています。

何を申し上げたいかということ、やはりどう認識するかではなしに、今年で豊郷

は50年になりますから、この50年の歩みに焦点を当てて、基本的に置いた町史にしていくべきではないかと私は考えるんです。50年の歩みとなると、今まで収集されてきたそういう民俗資料だけではなく、今後は、この50年の行政はどうであったのかという資料が、行政資料が必要になってくると思うんですが、これからも編さんが続けていかれるという回答でしたので、その行政資料の収集なんかをどのように行っていくのか、これは委員会だけではなかなか難しいと思いますが、行政の協力もないと、この点について説明をお願いします。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 それでは、鈴木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

令和2年度におきましては調査はどのような団体が行ったかということでしたけれども、令和2年度は文化遺産プランニングさんに委託をしております。

どのような分析がされたかということなんですけれども、各字から出てきました写真や資料、書物を撮影等しております。

2点目の、編集の委員構成等についてですけれども、大学の先生5名の方に委嘱をしております。古代から近代、それぞれ精通されている方を選任しております。また、発行につきましては、現在は令和5年度にと思っておりますが、このコロナ禍の中でございます。また、昨年度と今年度におきましては緊急事態宣言も発令されていることもあり、聞き取り調査等につきましては、当初の計画どおりに進めていくには非常に困難な状態にあるということであり、延びる可能性もあるということをご理解いただきたいと思います。

また、行政資料の収集につきましては、編さん委員会で6つの編さん方針があります。例えば、分かりやすく親しみやすい町史、町民とともに作り上げる町史、郷土への愛着を育む町史などの方針に基づき編集を進めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

河合議長 再々質問はありますか。

鈴木議員 はい。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 資料の収集の時期、これからの行政資料をどうするのかという、私が質問したのは、50年の歩みとなると、やっぱり膨大な行政資料をきちんと整理をしなければならぬと、これをどう収集していくのかという質問をしたんですが、回答は、分かりやすくなると、そういう基本方針でやっていきたいということだったんですが、行政資料、50年の行政資料を集めることは莫大な仕事なんですね。

これは委員会だけではなくて行政全体の仕事になってくると、むしろ私はそれをすることによって、この豊郷の50年がそこから見えてくるのではないかと思うわけです。

例えば私が関わってきました同和対策事業でも、一体総額で幾らの予算が使われて、どのようなことがあったのかと、今日はこれ以上言いませんが、豊郷町の町道の約30路線は同和対策事業で行われています。ほとんど町内の町道は同和対策事業で行われている、あまり知られていませんが、これは事実なんです。だからそんなことも含めて、先ほど言ったのは、そういう事実をきちっと明らかにしていくことが大事なのではないか、そのことを町史に記載していくという基本方針が大事なのではないかと思うんです。その点では、編集委員会、編さん委員会だけでは、なかなか行政史の総括は無理だと思いますので、ぜひ行政の方、まとめてしていただきたい。

最後に、大学の5名の編集委員の選定については、ぜひ、公正中立の立場で、純粹に町史に関わる人の人選を希望して質問を終わります。

以上です。

教育長 議長。

河合議長 教育長。

教育長 鈴木議員さんの再々質問にお答えいたします。

ご指摘いただきましたように、50年の歩みにつきましては、我々、私たち教育委員だけではとても収集等できませんので、また、関係課等と協議しながら進めていきたいと思えます。また、先ほどの編集委員の教授につきましては、公正公平、中立に立った方ということで進めさせていただきます。

以上です。

河合議長 次に、西澤博一君の質問を許します。

西澤博一議員 議長。

河合議長 西澤議員。

西澤博一議員 それでは、私から2点の一般質問をさせていただきます。

まず、子ども・高齢者を守る交通安全対策についてでございます。

先般、千葉県で下校中の小学生の列に飲酒運転のトラックが突っ込み、児童が5人死傷する痛ましい交通事故が起きました。本町においても、そうした事故を未然に防ぐため、通学路や町道等の危険箇所の総点検を行い、必要な対応を進めていくことが重要と考えることから、次の点について答弁を求めます。

①、県内の6町、豊郷町、甲良町、多賀町、愛荘町、日野町、竜王町は交通安全対策について、県や国に対してどのような要望を行ったのか。

②、通学路及び危険箇所での交通安全緊急点検の取組はどうか。

③、道路交通環境の整備状況と展望はどうか。

④、子どもや保護者との交通安全教室の実施はどうか。

以上の点でございます。

地域整備課長 議長。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 西澤博一議員の、子ども・高齢者を守る交通安全対策についての①と③について地域整備課からご説明を申し上げます。

①の県内6町の要望についてご説明を申し上げます。町村会からは、交通安全施設の整備に必要な予算について要望をしております。令和4年度県予算施策に関する要望の重点要望ということで、交通事故から子ども・高齢者を守る対策の推進ということで、国道、県道の改修ならびに交通安全施設の整備に必要な予算の確保をしてほしい旨の要望をしております。

③の道路交通環境の整備状況と展望についてご説明を申し上げます。

当町の交通安全施設については、毎年、区長から要望をいただいた箇所、また、パトロールの中で気づいた箇所を中心に整備をしております。カーブミラーや視線誘導標の設置・取替え、道路への停止誘導線や外側線の引き直しが主な修繕であります。警察の管轄であるものにつきましては随時要望しております。今後も住民の皆様からの声を聞いて、安全に行動できるような施設にしていきたいと思っております。

以上です。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 西澤議員の子ども・高齢者を守る交通安全対策についてのご質問のうち、教育委員会からは②の通学路及び危険箇所での交通安全緊急点検の取組について答弁をさせていただきます。

本町では、平成24年以降、毎年、「通学路安全推進会議」を実施しております。この会議は、町内の保育園、幼稚園、小学校、中学校と彦根警察署交通課及び生活安全課、豊郷駐在所、おうみ通学路交通アドバイザー、滋賀県湖東土木事務所道路計画課、役場地域整備課、総務課が合同で、町内の通学路の合同点検と、交通安全に向けた対策に取り組んでおります。具体的に申し上げますと、各校園から通学路と散歩コース上の危険箇所について報告をしてもらい、先ほどの組織の担当で、現場を視察、点検を行い、対策を講じるというものです。本年度につきましては、9月9日に実施を予定しております。

以上です。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 それでは私から、④の子どもや保護者との交通安全教室の実施はどうかについてお答えさせていただきます。

小学校につきましては、交通安全教室を彦根署から交通係の方に来ていただいて交通安全教室を行っております。令和2年度は6月5日、豊郷小学校、10月22日、日栄小学校で行いました。令和3年度は4月16日に豊郷小学校、5月18日に日栄小学校で実施しております。保護者への交通安全教室は実施しておりません。あと、彦根犬上地区交通安全対策連絡協議会というのがありまして、交通安全フェア、高齢者自転車大会、新入学児童事故防止啓発活動として、彦根市犬上郡内の保育園、幼稚園を巡回する啓発活動を行っておったんですけども、令和2年度はコロナ禍により中止をされました。そのため、保育園と幼稚園につきましてはDVDの上映を19園で開催されております。また同時に、園児に冊子及び反射材も配っております。

以上です。

河合議長 再質問はありますか。

西澤博一議員 はい。

河合議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 それでは、①についてお聞きしたいことがございます。

今の答弁の中で、県等に予算要求、重点項目、子どものこと、交通安全、いろいろ等々を地域整備課長からお聞きいたしました。この件につきましては、うちの伊藤町長は6町の会長をしていることもあり、恐らく6町で要望されたのかなと私自身は思っています。その中でハード面、またはソフト面において予算が必要になってくるのは当然でございます。また、各町においても財政的に限られているので、やはり県・国のバックアップは必ず必要でございます。その中で、やはり型にはまったような財政支援ではなく、交通安全対策という、そういう大枠の予算の中で柔軟に使える財政支援でなければならないと私は思います。どこの課にしても、やはり国・県からの補助金等があった場合は、恐らく型にはまったような形になると思うんですけども、しかしその中で、やっぱり6町の代表といたしまして、今度また何かの機会があったときには、そういうふうに財政支援でも柔軟に使える、交通安全対策として、子ども・高齢者、また、いろいろな方々に柔軟に使える予算措置の執行をお願いしてほしいと思います。その点について、まず1点、答弁を求めます。

②ですけど、今、次長からいろいろと、危険個所についての、ありました。恐らくいろんな団体等々、または個人の方々が一生懸命子どもたちの交通安全をどうするとか、また、町民の交通安全をどうするかということに對しまして、汗をかいていただいているのは本当にありがたいことと思っています。この場をおかりしまして、そういう方々に感謝の気持ちいっぱいでございます。本当にありがたいことです。

その上でお聞きしたいんですけども、やはり点検もよろしいんですけども、毎年、年に何回やっておられるのか知らんけども、そういうようなことも踏まえて、この間も彦根市行ってきたんですけども、学校の先生と、交通の関係の先生と、かたい話じゃないけども、ちょっとそういう、ざっくばらんな感じの、何か、いろいろな意見交換ができればいいのかなという話も聞いてきました。ほかの学校でもそういうようなことをやっておられるようなことを聞いておりますので、その点についてはどうかなと思います。その点については、これからもいろんな方々と交通対策、恐らく、どうしようなところを回っておられるか分かりませんが、そういうようなところをやはり重点検にさせていただきまして、交通安全対策に取り組んでいただきたいと、これはそれで結構でございます。

次に3番目ですけども、道路交通の環境の整備状況ということですけども、今、岡村課長が述べられたように、まず、交通安全の施設の整備の充実、例えば車よけのポールの設置とか信号機の設置とか、歩道の分離化とか、横断歩道、または路側帯の設置、あともう1つ、通行禁止の規制、例えば登下校のときには時間内で車を止めるとか、そういう方法もあるということを知りました。彦根市において。そういうようなことも踏まえてお聞きするんですけど、そういうような施設についてもやはり考えていただきたいと思います。それで、最近仕事で回ってても、飛び出し坊やの看板でも、古うなったやつもあるので、これはもう区要望で言われるんじゃないしに、定期的に変えてやるのも1つの方法かなと思います。

その中で、いろいろお聞きしたいのは、③のことですけども、この間も滋賀県彦根市行ったときに、スピード違反を取り締まる機械があるらしいですわ。滋賀県に2台、可搬式オービスいうらしいですわ。前後に置いておいて、それで警察が2人だけで済むらしいですわ。そこを通ると、そうすると、その方がスピード違反に引っかかってもそのまま行くんですけども、それがちゃんと撮影されてるらしいですわ、後で、仮に私がしたら、実は博一さん、どこどこで30キロのオービスですよって、そういうやつが来るらしいです。そういうようなもんを通路とか、また、生活道路の取締りする強化に開発したいということですので、そういうようなものも町としては一遍考えてみたらどうかと。ただ、警察いわくスピー

ド違反を取り締まるんじゃないんです。それを見たことによってスピードを落としてもらえるやろうと、交通、そのスピードをオーバーするんじゃないしに、普通に走っていただいて、事前に交通事故が防げるやろうという、そういう認識で今取り組んでいるということを言っておられました。昔はよう空き地でスピード違反をやったけども、しかし、やっぱり空き地を借りるといろいろなことがあるらしいですわ。それはもう、今、もし貸したと言われるところがあるんだしたらお借りしたいと、やりたいと言ってますけど、それは取り締まるだけが目的やなしに、それを見たときに、やはり、あっ、ここはやってるさかい、ゆっくり走ろうという、こういうことを思っしてほしいということをおっしゃいましたわ、そういうようなこともあります。

それでまた、横断歩道、やはり交通事故の多いのはやっぱり横断歩道の、やっぱりどこもあるので、彦根市はそういうようなところで取締りをやると、きつく言っておりました。あと、まだ聞いたことは、犬上3町については、やはり交通安全対策については、ほかのところから来られたら、充実していろいろなことをやっただいていてということをお聞きいたしました。これは本当にありがたいことかと。うちの町も交通安全対策についてはやはり充実したことをやっただいと思えます。これは私も思います。この点について、そういうようなこともあるので、やはり町として、するせんは別としてそういうようなことも検討してみただいたらどうかなと思いますので、その点について答弁を求めます。

あと、④ですけども、交通安全の、今、保護者等の交通安全教室なんですけども、私も調べたところ、一番事故に遭われる子どもは、1年生の子が全体の半数以上を占めているということを、ちょっと、あるところで、本で読みました。そこで1つ提案なんですけども、小学校に入る前、幼稚園、保育園の子どもらが、来年小学校に入るという子どもらに対して、事前に、その子どもたちのレベルの交通安全の知識、紙芝居もあればいろいろなものがあると思うんですけども、そういうものも1つの、子どもを交通事故から未然に防ぐ1つの方法ではないかなと。今、うちはどうかは知らんけど、うちは小学校入ってから、年1回、運動場で交通安全の教室をやっています、年1回、私も何回か参加してるんでよく知っております。けども、一遍、入学前に子どもに分かりやすい交通安全教室をやるという、積み重ねすることが大事なと思うので、1回、その点については提案したいと思えます。

もう1つは、子どもの目線と大人の目線は違うわけです。子どもが背が低いんで、こうしたときに子どもは、車が通るときに分かるけども、どんな感じで見え

るか分らないですけど、大人は背が高いさかいに、子どもの目線で交通安全対策を講じるのが普通ではないかということも先日、彦根市に行ったときに、そういうようなこともお話したときに、そりゃそうですねというようなこともありました。それがまず1点。

あと、保護者ですけども、年に1回、2回でも結構です。一度、朝登校するときに、子どもと一緒に、同じような形で小学校へ登校してもらえないと、子どもは常時いつも通ってるさかいに分かるけども、親も通学路は知っておられる、しかし、実際にこれも自分で体験しはったかなと、私思うんですわ。忙しい時期もあると思いますけども、約1時間弱で子どもらを集合場所から小学校へ送っていく、一緒に登下校する、そういうようなこともひとつの、子どもを事故から未然に防ぐ方法ではないかなと私は思うんですけども、そういうようなことも学校の方に一度提案していただきたいと思うんですけど、それはどうですか。

先日、千葉県八街市いうの、あそこの交通関係のこと、一遍調べました。大枠ですけども、日常的な通学路の安全点検とか、交通危険個所の把握とか、うちとやってることは一緒みたいですけど、やはりああいう形の事故が起こった市町に対しては、やはり、より一層の重点を置くとかいうか、気配りするとかいうことをやっているようにお聞きしました。現に大津の事故のときでも、子どもらを巻き込んだ事故のときでも、やはり大津市は条例をこしらえてるようなことを私もちょっと耳にしましたけれども、やはり、そういうふうにならんように、行政として、また、それにかかわっている皆さんのことで、やはり何とか子どもたちを交通事故から守ってやりたいという気持ちで私は思うんですけども、そういうような点についてもお聞きしたいんですけども。

あと、いろいろあるんですけど、あと1点は、この間日栄小学校に行きました。日栄小学校の校長からお聞きしたのは、正門の前の道が狭いから、そこへ車を止めて子どもを迎えに行くのに、そこへ車を止めて迎えに来ると、そうすると片方が狭いさかいに、子どもたちもおるさかいに、やっぱりそのようなことが、危ないさかいに、できるだけ離れたところ、できたら駐車場に止めてほしいというふうなことがありました。そんなこともやはり、学校の方も言っておられましたので、その点について考えていただきたい、現にそこには駐停車をしないでくださいという看板は上がっております。

いろいろな点、いろいろ申しましたけど、今の点についてちょっと答弁をよろしくをお願いします。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 それでは、西澤議員さんの子ども・高齢者を守る交通安全対策についてお答えいたします。

課長が申しましたように、県内6町の、それぞれ最重点と重点、そして個別要望という形のが、一応集約いたしまして、10月の5日に総会を開いて決定し、その足で知事ならびに副知事、そして各部長の方に現状報告、そして要望をさせていただきたい、令和4年度の予算要望でございます。

国の方も、やはりこの交通安全、子ども・高齢者の安全・安心を守るということで、それも入っておりましたが、それは7月の、確か15日だと思うんですが、久保副会長と私とで国会議員の皆さん方に、全国の要望を、滋賀県の議員の皆様方に要望させていただいたところです。また、国、そしてまた県の要望の方も、11月の末に、また国会議員の先生方に要望に上がる予定でございますので、いろいろまた、側面からもご支援のほどよろしくお願いいたします。

教育長 議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 西澤博一議員の、何点かについての再質問にお答えいたしたいと思います。

まず、2点目でお話しされました先生と交番の方、彦根署員の方との意見交換の場があったらどうかという話がありました。学校の先生方は、1年間を通して春の交通安全運動、秋の交通安全運動、そして毎月1日、15日と、職員が割り当てて、それぞれのところで立っております。そのところに、豊郷町には非常に駐在さんが積極的に回っていただいて、学校の先生方とも意見交換している場所もありますので、そういった部分で、非常に豊郷町は駐在さんが私たちのところまで来ていただいているということで、日常的にそういった意見交換をされているんじゃないかなと、私はそういうふう感じております。

また、1年生の子どもの交通指導をどうしていくかということですが、例年、1年生の子につきましては、入学式の後、駐在さんの方から直接子どもたちの方に、保護者も交えてお話をさせていただく、そういった機会を設けております。また、小学校1年生の子どもの交通安全については、学校が始まって1週間はそれぞれ先生方を各登校班に割り当てて登校、それからまた1年生の子については、そこまで1人で家から来る距離がありますので、1人の部分を確認するという意味で、そのところまで教師が行って確認するというような手だてを講じております。そういった意味でありますので、保護者の方に一緒にというのも大変いい意見でありますので、なかなか保護者の方も働いておられる方が多いですので、その時間帯に依頼して協力していただけるのは難しいかなと思いますので、それは、学校の先生方が今まで見てきた中での、あるいは学校の中で共

通理解している、そういった部分で、先ほど言われました子ども目線でもって指導していただいているという、そういう状況であります。

最後、日栄小学校の前の駐車場、駐車して子どもの送迎をするというのが私のときもありましたので、それは保護者の方の責任でもってということで啓蒙していかないけないと、こういうように思っております。

以上です。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 西澤議員の再質問で、小学校に入る前に、事前に交通安全の啓発をすればどうかというご提案をいただきました件についてお答えいたします。

彦根犬上地区交通安全対策連絡協議会で、2年度はコロナ禍で中止で、DVDを見てもらうということになったんですけども、通常でしたら、職員、この彦根と犬上郡内の行政の職員が4名ほど各園に出向いて、寸劇を行いながら交通安全の指導を行っております。

以上です。

河合議長 再々質問はありますか。

西澤博一議員 はい。

河合議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 いろいろ、要望とか提案をさせていただきました。今、町長の方から前向きな回答をいただき、県、国においても対応していただきたいと思えます。

先ほども申しましたように、その予算は柔軟に使えるように、やはり型にはまったような形ではなしに、やはり柔軟に使えるように、これは強く要望していただきたいと思えます。あと、教育委員会からもいろいろとお話し聞きましたけども、やはり、どういう形であろうが、これから、教育委員会としては、今後、子どもたちの交通指導についてどのように考えておられるのか、その点も一遍聞きたいなと思えます。いろいろと言っていたいただきましたけども、それだけやなしに、やはりどういうような方法、型にはまった形じゃなしに、うちの町はこういうような形でやった方がええとか、いろいろな、市町村の教育委員会からも聞きながらやっておられると思えますけれど、恐らく共通する点は大きいかなと思えますけども、やはり創意工夫というのは大事かなと思えますので、やはりそこら辺は教育長も教育次長も、担当課の方も、やはり汗をかいていただきたいと思えます。その点について、再度答弁を求めます。

あともう1点です。これ、滋賀県ではやってはったと思うんやけども、スクールバスのことなんですけども、一度、する、せんは別として、そういう実験とい

うか、一遍保護者に、いろんな項目の中に、スクールバスの項目の中に、保護者を対象としてアンケートを一遍取ってみてはどうかと思います。ただ、この間こども庁が創設されるようなことを聞きました。国においても、確かではないんですけども、5年か6年先を見据えて、スクールバスの云々等々が新聞か何かで出とったように思いますので、一度うちの町も、スクールバスについて一遍どうかと、保護者に問いかけていただきたい、アンケート実施やなしに、どう思いますかと、そういうような、いろんな項目を設けて、スクールバスはどうですかと、甲良町は、多賀町は遠いさかいに、何か、学童をするときには迎えに行ったりもしているようなこともお聞きしてるんですけど、そんなんも1つの方法かなと思うんですけども、一遍、それ検討してもらえますか。今出た話やないけども、ほかの学校もそういうようなことも考える時期に、これから来るのかなと思ったりもします。そんなことを提案したいと思います。この点について一度答弁を求めます。

教育長 議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 西澤議員さんの再々質問にお答えいたします。

子どもを最終的に教育委員会としてどう守っていくのかというのでありますが、当然、子どもへの指導等も、それも十分していかなければいけないところがありますが、子どもを守るのはあくまで大人であるという、このところもしっかり押さえていただきたいなど、こういうふうに思います。

それと、スクールバスについては、いきなりアンケートとなってしまうと、いろいろとまた問題が大きくなってしまいうんじゃないかと思いますので、各学校の役員さんなり、PTAの方にちょっと、校長を通じて聞いていただくのが、最初の段階ではいいんじゃないかなということをお思いますので、よろしく願います。

河合議長 次の質問をしてください。

西澤博一議員 次、岩倉川等の河川整備を問う。

岩倉川は吉田区を東西に約900メートル流れる河川であり、毎年、台風の時期に大雨のため水位が危険水位まで達しています。近年、気候変動で雨の降り方が局地的・集中的であることから、河川の増水で氾濫が起きた場合には甚大な被害が起こるのではないかと危惧する状況にあります。

こうしたことから、町は県と連携を取って水害防止等の対策を早急に講ずる必要があると考えることから、次の点について答弁を求めます。

①、岩倉川の浚渫工事は5か年計画で進められているが、現在はどのような状

況になっていますか。

②、町内の一級河川の今後の対応についてお聞きいたします。

地域整備課長 議長。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 西澤議員の、岩倉川等の河川整備を問うについてお答えをさせていただきます。

1つ目の、岩倉川の浚渫工事についてご説明をさせていただきます。湖東土木事務所河川砂防課の方に確認をさせてもらったところ、令和2年度に計画され、今年度から令和4年度で浚渫をされるとのこと。今年度は宇曾川の合流地点から円城渚橋付近まで実施とのこと、そこから上流を来年度実施されることお聞きをしております。

2つ目の、町内の一級河川への今後の対応についてご説明させていただきます。この件につきましても県に確認をさせていただきました。現在のところ特に改修や浚渫の予定はないとのこと。

以上です。

河合議長 再質問はありますか。

西澤博一議員 はい。

河合議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 今、課長からあった意見がちょっと聞き取りにくかってんけど、令和2年度から、今、湖東事務所では河川の土砂や浚渫を令和2年度から令和6年度の5年計画で進めるというふうにはお聞きしております。その中でどこ、ちょっと耳があれなんで、要は、岩倉川の浚渫、今、一般質問でも写真をつけさせてもらったんですけど、岩倉川も向こうもひどいことになってます。そういうようなところも含めてのことだと思ふんやけども、吉田、私、今回この地図、教えてもらったんやけど、ちょっとわかりにくい地図かも分からんけど、こんな状況の中で、県から聞いている話ですけども、令和2年、令和3年に1,000立米処理すると、あと、令和4年、令和5年、令和6年で岩倉川の4,500立米の犬上郡豊郷町吉田から愛知郡秦荘目加田の間をするという回答で、その区間というのはこの区間でよろしいんですね。吉田は約800メートルほどあるんやけども、それも含まれてるということですね。ちょっと、さっきの答弁が聞こえにくかったさかいに、いま一度、もう一遍お願いしたいんですけども、どっちにしても、今の、この間の8月14日の大雨、あのときに、一遍、どっと積む、川のところまで増水しました。しばらくやんだときには、水はさっと引くんです。また降ると増える。

これは全協の質疑の中で、大雨のときには田んぼからの水やらが全部岩倉に

集中すると、ほかの細いところからも水が入ると、そうすると、かさが膨らんでこのような状況に、これは引いたときの写真ですけど、もっとひどかったんですけど、こういう方向で、やはり今の川の中に雑木とかいろんなものが、あれで水かさが増える可能性、さっきの同僚議員の鈴木議員の話ですけども、私も下の方へ行きました。どーんと開いてました。しっかり、そうしたから、上の方はもう氾濫寸前のところまでいきました。そういうようなことですので、1つの対策として、先ほど言わはった土のう、土のうも必要ですわ。私も思いました。うちの区長も土のうが要るな言うてましたわ。

それともう1つは河川の両側、民家のあるところだけでもええさかいに、ブロック1枚、例えば30cm高くしたことによって違うのかなというふうなことも近隣の方は言うておられました。昔はしょっちゅう、あそこは川が小さかった場合に、床上浸水、うちの家でも畳めくってやってるとこ、ただ、協力してもらって、あんだけ広い川になったさかいに、今のところそういうようなことはありませんけども、しかしこれからは、集中的に豪雨とかそういうものが起こるさかいに、やはり県も国もいろいろと考えてもらわないかんと。よって、そういうようなこともありますので、一遍、さっき、今聞き取りにくかったさかいに、もう一度答弁してもらえます。

それで今後も、残ったうちの宇曾川、岩倉川、南川、豊郷川、確かうち、豊郷町は一級河川が通ってます。これも大事なことです。この点について、町としてどのような、災害が起こったときにどのような対応をすとか、県や国とはどういうふうな連携をすとか、ここら辺は、いつ大雨、いつ豪雨が起こるか分からないので、昔は台風のときだったら来たと、普通に来たというけど、今もうこんなの関係なしや、普通やろうが何やろうが大雨は来るのやさかい、その点、もう一遍答弁お願いできます。

地域整備課長 議長。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 西澤議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど答弁させていただきましたのは湖東土木事務所に確認した件であります。令和2年度に計画をされまして、令和3年度、今年度で宇曾川の合流地点から円城渚橋付近までを、今年度浚渫をすると聞いております。この計画につきましては目加田東橋までを計画しているということですので、円城渚橋付近から目加田東橋付近までを、4年度するということふうに伺っております。あと、愛荘町側の方で護岸の整備を何か所か整備をすということふうに伺っております。

今般の大雨の、岩倉川の急激な増水につきまして、私どもも危惧をいたしまし

て、県の方にはすぐに要望書の方を提出させていただいております。8月17日付で県の方に要望を出させていただきまして、その中で、宇曾川は大して、そこまで、氾濫注意水域にもかかわらず、岩倉川が、急激な水位の増加が見られたということで、何か原因があるのではないかというふうなことで、できたら護岸ブロックを高くするなどの災害対策を講じていただきたいという旨は要望しております。また、県の方は、今回浚渫するに当たりまして、前回の浚渫では、何かこう、ならしたぐらいのような浚渫やったと聞いています。今年度の浚渫につきましてはしっかり土もどけるといふことなので、多少効果があるのではないかというふうには伺っております。

以上です。

河合議長 再々質問はありますか。

西澤博一議員 はい。

河合議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 浚渫についてはあれですね、前は、うちは浚渫をしたときに、どっかの土のうをほかすところはありませんかという話がありました。うち、2回ほど浚渫をやっているんですけど、そのときには、宇曾川の下の方に吉田の閑地がありますので、そこへ積みました。今回は、行政、うちの立場としてはしなくてもええわけですね。でも、やってくれる。もう1点は、その土のうなんですけども、県に聞くと、土木事務所に聞くと、その土のうを埋め立てするのにも使えるとか、町が何かするときには使えるとかいうようなことも、ここに書いてあんのやわ。

しかし、ある人に言わすと、その土のうというのは産業廃棄物みたいなもんやと、仮にそれを埋め立てに使ったら、土もいろんなもんもあるさかいに、木やらまた生えてくるようなさかいにいうようなこともお聞きしてるんですけども、それはそれとしまして、今後こういうようなことは、これからたびたびあることですので、町としても、やはり、県に対して厳しくやっていただきたい。滋賀県もいろんなところの河川があります。あるさかいに、やはり優先順位もあるかも分かりませんが、やはり町長として、やはりどないな対応、やっぱり厳しくやっていただきたいと思いますので、最後にその件について、町長にお聞きしたいと思っております。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 それでは、再々質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、今まで豊郷が、河川のことを言ってもなかなか聞いてもらえなかったのは、これはもう実情です。一番安全なところが何言うてんやと、も

っとひどいところがいっぱいあるということですが、今回は本当に、写真も付けて送っておりますので、機会を見つけてはしっかり対応をしていただくように言ってまいりたいと思います。

西澤博一議員 以上です。

河合議長 ここで、暫時休憩をいたします。

再開は10時55分。

(午前10時45分 休憩)

(午前10時55分 再開)

河合議長 それでは、再開いたします。

続きまして、一般質問を行います。

次に、日比野雄二君の質問を許します。

日比野議員 議長。

河合議長 日比野議員。

日比野議員 それでは、質問いたします。

まず、1つ目ですけれども、コロナワクチン、再度、全町民に対するコロナワクチン接種の日程計画と完了予定日を問うということで、前回の質問から3カ月あまりが過ぎました。いろいろな変化があったということで全町民への安心・安全のために、最新の状況を問う。

まず1つ目ですけれども、12歳から64歳の町民に対しての接種計画と完了予定日。

2つ目ですけれども、12歳以下への対応に変化はないのか。

3つ目ですけれども、仮に3回目の接種、これは国との行政との調整になりますけれども、3回目の接種は、予定はどうか。仮にもしもということになれば、その実施の場合、ワクチンとか、そこら辺についてどうなのかを伺いたい。

2番目ですけれども、本町の交通事故撲滅に向けた対策を問うということで、前議員が同じような質問をしておりましたので、同じ回答であれば同じ回答ということで、また、違った切り口で質問したいと思いますので、そのように言っていただければ結構かと思えます。

まず、議会だより第86号の追跡において報告しましたように、本町の1万人当たりの事故件数は、県下で、近年ワースト2、3位であり、非常に危惧する状況です。子どもたちの交通事故撲滅のためにも、これを解決する町の方策を聞きたい。そして、目標として、ワースト10以外にする具体的な方策を示していただきたい。以上2点について問います。よろしく申し上げます。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、日比野雄二議員の、再度全町民に対するコロナワクチン接種の日程計画と完了予定日を問うのご質問にお答えいたします。

まず1、12歳から64歳までの町民に対する計画と完了予定日ですけれども、これまで同様、集団接種により実施し、現時点での完了予定日は10月10日となっております。

続きまして、2番の12歳以下への対応についてですけれども、こちらにつきましては6月議会でもお答えしたとおり、薬事承認が現時点でもなされていないため変化の方はございません。

3番目の、3回目の接種の予定とワクチンメーカーについてですけれども、まず、3回目の接種の時期、方法について、国から明確に示されておりませんので現時点では不明でございます。また、ワクチンメーカーについては、これまで同様、ファイザー社製になると考えております。

以上です。

地域整備課長 議長。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 日比野議員の、本町の交通事故撲滅に向けた対策についてご説明をさせていただきます。

当課におきましては、交通事故撲滅に向けた取組として交通安全施設の整備を行っております。毎年、各自治会から要望いただいたり、パトロールを実施することで、気づいた箇所にカーブミラーやグリーンベルトの設置、外側線の引き直し、交差点マークの設置等を行っております。

また、教育委員会では通学路の点検、交通安全に関する啓発、交通安全教室の実施、総務課においては防犯灯の設置や交通指導員、シルバーキャラバン隊等の活躍、飛び出し坊やの設置を各字にお願いするなど、交通事故を減らすための取組をそれぞれ実施しております。

以上です。

河合議長 再質問はありますか。

日比野議員 はい。

河合議長 日比野議員。

日比野議員 まず、ワクチンの接種予定ですけれども、10月10日完了予定ということで、非常に当町は、他の県、他の市町村に比べて早い状況でやっつけていただいているということで、改めて私もやりましたけれども、町の職員の方の、連日のスタッフと

しての協力の方、一町民として、ここで感謝申し上げたいと思います。非常にありがとうございました。

それとあと、12歳以下というのは変化なしということなんですけども、実際に、これ3月、3か月前に対して現状では4倍から5倍で感染者が増えております。当町においても10歳以下の感染者が現に発生しているということで、なかなか難しいとは思いますが、やがては、これ12歳以下も、何がしかの国の政策があるかと思しますので、そのときにはまた大々的に宣伝していただいてやることを希望します。

それと3つ目ですけども、3回目の接種については現時点では不明ということで、ファイザー製となりますけども、これについても、現状こういう状態を打破しない以上は、なかなか、あしたに向けというか、そういうことはできないと思いますが、何とか、国がやるような方策と、薬の方も確保しておりますので、そこら辺の情報を密に収集してやっていただきたいと思しますので、その点、質問、回答をお願いします。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 今、感謝の言葉をいただきまして、誠にありがとうございます。

私はそんなにあれなんですけども、当課の職員であったり、うちの職員、町内の医療機関の先生、医療従事者の皆様のご協力で、ここまで進められたこと、現時点で非常に感謝をしております。

また、12歳以下のワクチン接種についてですけれども、国の薬事承認の方がなされない限り12歳以下の方の接種はできませんので、仮に12歳以下が接種できる状況になれば、当然対象の方にはワクチン接種の接種券であったりとか、接種場所の確保等々の方は進めていきたいというふうには考えておりますけども、仮に12歳以下の方の接種をすとなれば、集団接種での対応はかなり厳しくなるのかなというふうには考えておりますので、その場合は当然、彦根医師会であったりとか滋賀県の医師会であったりとか、滋賀県全体としてどう捉えて、どう進めていくのかという話の方にもなってこようかと思しますので、その点につきましては、また情報収集の方に努めてまいりたいというふうには考えております。

3回目のブースト接種につきましてですけれども、こちらの方につきましては、現時点では河野ワクチン担当大臣の方の発言のみで、国の方の薬事承認であったりとか、厚生労働省の方の情報も全くうちの方には届いていない状況ですので、仮に3回目を実施するのであれば当然、従来どおり集団接種の方で実施し

ていければというふうには考えております。ただ、ブーストをやりつつ、1回目、2回目の未接種の方もやるとなると、かなり厳しい。現時点でもかなりタイトなスケジュールで接種の方を進めてきましたので、3回目とあわせて1回目も2回目もと言われると、恐らく集団接種、現状の体制ではできないかなというふうには考えておりますので、その接種体制も含めて、情報収集と今後の展望については検討の方を重ねてまいりたいと思っております。

以上です。

日比野議員 次に行きます。

河合議長 質問、次ですか。

日比野議員 はい。

河合議長 どうぞ。

日比野議員 交通事故対策というところですけども、対策等々は先ほど聞かしていただきましたけども、目先を変えましてね。要するに私自身もこれ、議会だよりの86号の追跡で初めて、県下の1万人当たりの件数がワースト2位、3位というのを初めて私も知ったところでございます。そして、これにかかった町の独自の予算というのは、大体750万円ほどを使っておるところで、いろいろと方策とか何かあるんですけども、私の経験上、取りあえず昨年なら昨年の事故の件数、仮に、大体30件ほどだと思いますけども、この30件のうち半分でも現場検証をして、例えば看板とかミラーとか、路面のペンキ塗りとか、そこら辺するだけね、もうこれ、半分減らせば、これ10位以下に、ワースト10を必ず外れるはずですよ。取りあえず、今聞いていましたハード面とかソフト面、これは当然引き続きやってもらわないかんのですけれども、町としての目先を変えた方策ですね。要は、実際にいい資料があるんですね。だから、例えば昨年なら昨年、30件の交通事故が実際ありました。その中で、県道とかそういうところはもう除いたとしても、1つ1つ検証して、それに対して、令和2年度は750万、町の独自の予算、750万使っていただいたんですけども、これを町長のご判断で、やはり倍ほど使っていただければ、必ず1位、2位のワーストじゃなくて、10位以下には、もう来年、再来年には絶対なると思っていますので、そこら辺の回答を望んで終わりたいと思います。よろしく頼みます。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 日比野議員の交通事故の再質問にお答えいたします。

事故の件数につきましては、豊郷町内で起きた事故が全部豊郷町になりますので、必ずしも豊郷町民の方ではなくて、それ以外の方の方が比較的多いという

のが事実でございます。なので現場検証とかは全部彦根署が全部やりますし、職員は行くことはございません。なので、町民向けに啓発をやるのも大切なんですけども、それ以外の、警察の方からいろいろなことで啓発するなり、事故現場は結構、8号線とか大きい道でも結構ありますので、そういうところの道路の改良を言うていく必要があるのかなと思っております。

以上です。

河合議長 再々質問はありますか。

日比野議員 終わります。

河合議長 次に、村岸善一君の質問を許します。

村岸議員 議長。

河合議長 村岸議員。

村岸議員 それでは、町長、教育長に問います。

町史編さんの進捗状況を問います。これは先ほど鈴木議員も質問しておりますので、単刀直入に、また回答をお願いしたいと思います。

町史編さん事業については、令和元年9月議会にも質問して、答弁されてから2年となりますが、その後どのように取り組んでいるのか、次の点を問います。

1つ目、今日までどのように取り組み、どれだけ収集できたのか。

2つ目、このコロナウイルスがまん延する中で、聞き取り調査も難しいと思われそうですが、今後のスケジュールと取り組みはどのように行われていくのか、それも答弁願います。

以上2点、お願いします。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 村岸議員の、町史編さんの進捗状況を問うのご質問にお答えをいたします。

まず①の、今日までどのように取り組み、どれだけ収集できたかのご質問につきましては、毎月の「広報とよさと」の中に「町史編さんだより」や豊栄のさと催し物案内の中への掲載ならびに豊栄のさと館内に張り紙をして、住民の方に、古い写真や書物があれば社会教育課まで連絡をいただくよう呼びかけております。

収集した数につきましては、1万5,000点の古い写真や書物などの史料を調査しております。その調査した史料は全て撮影し、その数は約16万カットとなっております。

②の、コロナ禍における調査におきましては、昨年来非常に困難な状況となっております。また現在は緊急事態宣言中ということもあり、昨年以上に十分な感

染対策に注意をして行っております。そして、史料収集終了後、執筆活動へと取り組む予定をしております。

以上です。

河合議長 再質問はありますか。

村岸議員 はい。

河合議長 村岸議員。

村岸議員 それでは、再質問をさせていただきます。

2年前に質問させてもらったときには、各字、14字を回ってみたということでありまして、今回もまた、うちの字につきましては2回目を、また違う方が来られて同じような質問等をされておりました。そうした中で、各字に2回回っておられるのか、それを1つ聞きたいのと、その中で、前回のときには学芸員の方が来られていたわけですが、今回来られたのは滋賀大の教授が学生さんと来られて聞き取り調査をされておりました。

そうした中で、例えばうちの字を例に挙げますと、龍ヶ池等を中心という話もされておりました。その中で、龍ヶ池は、これは土木遺産の推奨をされておりましたので、そういう話をしていまして、これはもったいないと、このままにしておくのはもったいないということで、町史の中にそういう歴史的なものを入れていくのかですね。例えば、よその字でもいろんな資料が出てきた場合に、これは文化財的なものやさかいに、絶対残さんとあかんという話になった場合に、その中に町史と、それをどういうふうに併存していくのか、またそれを1つ聞きたいわけです。

例えば龍ヶ池の場合は、先生いわく、町だけでは、町の文化財、遺産にするのはもったいないと、県ないし、そういうところにするのが当然やと、県まで話を持っていくという話も聞いております。それを教育委員会の方には話が行っとるんか、行っとらへんのかね、まだそこまで行ってない言われるんやったら、それはそれでいいんですけども、そういうふうな話もありますので、これを、町史と、その文化財と、文化財は文化財として残すのか、それとも、それもひっくるめて全部するのか、それと、各字に回られて、各字ごとにいろんな話が出てくると思います。それを1つ1つ、町史の中に、この字はこういうことがありましたとか、全部残される町史にするのか、その点をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

教育長 議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 村岸議員さんの再質問にお答えいたします。

今行っていますのが、前回とは違って、实际的に執筆していただく大学の教授が、学生を連れて、より細かく聞き取りをしていただいています。専門は民俗学でありますので、そういった部分での話が広まっていくのかなということ。ただ今回、この町史編さんに伴って、私ども最初からお話しさせてもらっているように、今まで豊郷町内ではしっかり調査されてこなかったということで、今回きめ細かく、2回目になりますけれど、きめ細かく当たって行って、お話ししましたように、町史に載せる部分と、これはちょっとボリューム的に町史には載せられない。しかし、町の宝として私たちは受け止めておりますので、それは何らかの形で残していこうということで、まず、町史に載せるものと、いや、これはもう町の宝として別に何かの方法で保存していこうと、そうしてまた展示もという、そういうような部分で進めておりますので、調査、聞き取りしたものが全て文書、町史に載っていくというわけではありませんところは、ご理解いただきたいなと思います。よろしくお願いします。

河合議長 再々質問はありますか。

村岸議員 はい。

河合議長 村岸議員。

村岸議員 再々質問しますけども、一応聞き取り調査はしていただきまして、そこに参加された区民の方が、これ、どないなるんやろなど、私ら言ったことが全部出るのかな、そういうなんが、みんな聞きましたので、その点をね、やはり最終的に各字に説明するという義務あると思うんです。聞き取り調査して、その結果がこうでしたよという義務があると思いますので、それは必ずやっていただきたいと思います。

それと、先ほど言われましたように、文化財は文化財で残すと、これには町史の方とは別個にすると申されましたが、そうするには専門の方をやはり入れてしなければならないと思いますが、それはいつ頃をめぐりにされるのか、いろんなものが出てくると思います。そういう文化財、遺産的なものもあれば文化財的な部分もあるし、いろいろな、例えば掛け軸が、これは昔からのやつで絶対残さんとあかんとかいうことはあります。

例えば、今龍ヶ池の問題を出しましたけれども、龍ヶ池は、今はポンプ、鉄管はあきませんので、それを補修する、修理するのに、要望を出して進めようとしておりますが、例えば、それが文化財となれば、なぶれる範囲が決まってくると思うんです。地下水をくみ上げてするのに井戸を掘っています。その井戸を掘ったやつが遺産ならば、そこがなかなかなぶれないと思うんです。そうした場合には、修理するやつと、今後していくのに、それを文化財として残すなら残すで、早く

話を進めるとかいうふうに、やっぱり行政間の話し合い等もしていただいで進めてもらわんことには、井戸を使ってお米を作っておりますので、そういう点からいくと、文化財と、それらをどう結びつけていくかということも、しっかりしていただきたいと思っておりますので、ひとつ答弁をよろしく申し上げます。

教育長 議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 村岸議員さんの再々質問にお答えいたします。

まず、聞き取りの中で説明不足は否めなかったかなと思います。そういうようなことを今後、説明をきちっとするようというところは指示したいと思っております。

それと、文化遺産等につきましては相当大きな話になってきます。例えば、町史が出来上がった後も引き続いて取り組まなければいけない部分になってくるかと思っておりますし、見る人によって全然価値観が違う部分もありますので、やはりそこは専門の方に見ていただいで判断していきたいと、こういうふうに思っています。

以上、よろしくお願ひいたします。

河合議長 次の質問に行ってください。

村岸議員 それでは、次の質問をいたします。

これからの農業への取組について問います。

豊郷町の農業は基幹産業であります。農家の高齢化や後継者問題で担い手不足になり、農業の衰退につながり、遊休農地や不耕起地及び畑の遊休地を見かけるが、今後どのように取り組んでいくのか、次の点を問います。

1つ目、認定農業者の会を立ち上げられてから、その後、どのようになっているのか。

2つ目、法人の研修会も開催されたが、今後の取り組みはどのように考えているのか。

3つ目、認定農業者の機械も大型化して、小さな圃場の耕作も難しくなると思われ。それをなくすために、今後どのように考えているのか、その3点をよろしくお願ひいたします。

産業振興課長 議長。

河合議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 村岸議員の、これからの農業への取組を問うについてお答えいたします。

まず①の、認定農業者の会の、その後どのようになっているのかという点についてですが、認定農業者の会につきましては設立に向けて検討会議を開催し、協議を重ねていたところで、会としては立ち上がっていないのが現状です。

②の、集落営農法人の研修会を開催した今後の取組についてですが、令和元年

度に集落営農法人の人材確保と人材育成についてをテーマに研修会を実施いたしました。今後については、各集落営農法人で、課題の洗い出し、整理と、その解決に向けた行動計画の策定ができていますので、この行動計画が実践できるよう、県や関係機関と連携しながら取り組む予定でございます。

③の農業用機械の大型化による小さい圃場の今後の対応についてですが、質問にもありますように、小さい圃場の耕作には大変苦慮しておられるところで、いろいろな形で工夫をされて耕作しております。今後については、国の農業施策、あるいは県の基本計画において、初めて農業の担い手として多様な主体が組み込まれましたので、大規模農家のほか、集落営農法人、小規模農家、家族農業など、多様な主体を地域の農業、農地の維持、発展を支える担い手として明確に位置づけ、それぞれに必要な支援を行えるよう、国や県に要望していきたいと思っております。

以上です。

河合議長 再質問はありますか。

村岸議員 はい。

河合議長 村岸議員。

村岸議員 今も答弁ありましたように、認定農業者の会は設立しようと思うたが、会は立ち上げていないと。ということは、1回か2回はそれを設立するために会合は持たれたんやけども、会までもいけなんだということですね。なぜそれができなんだかということも1つ問いたいのと、法人の研修会は、我々、私も何回か参加させてもらって、いろんな問題点も出てきましたが、それを、やはり出てきたときに、町としてやはり高齢化、どの字も高齢化が進んできて困っているというのが全部出てきたと思うんです。その中で、それを取りまとめする、してもらう行政の方が、今後はこういう形で行こうやないかとかいう提案とかね、そういうなんも1つしていただきたいと思うのと、それと、やはり今、農地面積が年々減ってきているというところも話を聞いておりますし、その中で遊休農地が、ずっと見ますと、今年も幾つかあると思うんです。それと不耕起地、それがあろうと思うんですが、例えば農業委員会等で、不耕起地、遊休地というのは視察は多分されていると思うんですが、それをどのようにしてなくすかということ。特に小さい圃場なんかは、やはり不耕起地ですね、遊休地じゃなしに不耕起地ですわ、なっとなっとなっと思うんです。そういうところをどういうようにするか、やはり認定農業者等に任すのならば、大型機械が入れるような道をつけたりしなければならないと思うんですが、そうした面の費用なんかは恐らく地主負担になってくると思うんです、それをやはり、そういう不耕起地、遊休地をなくすためには、やはり

町の援助が必ず必要だと思うんですが、それをなくすためにはどのようにしていくか、その考えをひとつお聞かせ願いたいと思います。

それともう1つは、今、畑の不耕起地いいますか、遊休地がたくさんありまして、そこにもう、動物の住みかみみたいな形になっとるんです。特にこれからは蛇と、そういうようなものもぎょうさんありますし、中にはタヌキもおります。いろんなものがあります。それもやはりなくすようにしていただきたいと思うんですが、その畑とかは、農業者やなしに、非農家の方の畑がたくさんあると思うんです。特にここにおられない、豊郷町に住んでおられない方、都会に出ておられる方の畑等もたくさん見受けられますので、そういうような管理を今後どのようにしていくか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

産業振興課長 議長。

河合議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 村岸議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目の認定農業者の会の設立に向けて、会議等してきたけども、何できてないのかということですが、ご存じのとおり、認定農業者の方の形態も、水稲中心の方、また、施設園芸中心の方、そして花、または畜産経営など、大きく分けると4形態の認定農業者がおられます。やはりこの会を設立する場合に、ちゃんとした目的等を策定する場合に、なかなか4形態からの意見などがかみ合わなかったという点で、なかなか設立までこぎつけられなかったというところがあります。また、2点目の集落での高齢化などが進んでいる中で、行政としてどのようにしていくかということですが、先ほども申し上げましたとおり、令和元年度に研修会をいたしまして、その中で、各集落で、今後どのようにして、この高齢化や後継者不足を解決していくのかという点について、集落の中で行動計画を立てておられます。その中で、退職した方へのアプローチなどを含めて、いかに、まだ集落営農法人の方に取り組んでいくかというような計画がありますので、その計画をどのように実践していくかというのを、また行政等で支援の方をしていきたいと思っております。

そして、畑等の遊休地についてですが、おっしゃられるとおり、タヌキやら小動物のすみかになったりしておりますけども、対策としては、やっぱり町の方で捕獲用のおり等を貸出しもしておりますので、そちらの方を利用させていただいて駆除等に取り組んでいく必要があるのかなと思っております。また、管理につきまして、町外の方等もおられますけども、やはり、これは1つの資産というか財産となっておりますので、適切な管理を求めるようにしていきたいと思っております。

以上です。

河合議長 再々質問はありますか。

村岸議員 はい、最後の質問です。

河合議長 村岸議員。

村岸議員 最後の質問になりますが、今、畑等で都会の方がおられまして、その方に話を聞いたら、うち、そんなところに畑あったんかと、代がかわってもうて、全然自分の畑がどこにあるか、土地がどこにあるんだと、分からない方もたくさんおられると思うんです。そうしたときに、黙ってそこをつくっていけば、またこれは罪になりますわね、そういう問題が起きてくると思うんですが、町としてどのように捉えていくか、そういう、おられない方の畑はそのまま草ぼうぼうで放っておくのか、ここを使って、もし何か訴えられたら、使っている者が罪になるというような状態になってくると思うんですが、それをなくすためにも何とか考えていただきたいのが1つと、それと、田んぼから地目変更されて、いろんななって、それが今、不耕起地になつとるところが町内にどのくらいあるのか、面積的にですね。これは農業委員会にかければ、農地変更、地目変更がされて、そのまま不耕起地になつとるところも多分見受けられると思うんです。それを解決するには、やはり雑草等を地目変更されたら買い取ってもらわなならんと、それは産業振興課がするのか地域整備課がするのか、どこが責任持ってそういうのを地主に話を持っていくのか分かりませんが、その点をしっかりとやっていただきたい。

例えば8号線の近くにもそんな空き地等がありますし、住宅と、何かその間にも一反ぐらいかな、もっと、三反ぐらいあるのかな、そのぐらいのところ、今雑草が生えとるような土地もありますのでね、そういうところで、いろんな遊休地があると思うんです。それを何とかしてもらわんことには近隣の住民が困るわけです。いろんな話を聞きますと、何とかしてもらえんかという話も聞きますので、それをやはりなくすために、ひとつ、行政の方も力を入れてやっていただきたいと思いますが、答弁をお願いします。

産業振興課長 議長。

河合議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 村岸議員の再々質問にお答えいたします。

まず畑等で、都会の方の管理等についてですけども、農地につきましては、今、もし、草とかの管理ができてない場合は農業委員さんとか農業組合長さんを通じて適切に管理していただくように、所有者の方をお願いしているところです。

また、今の田から地目変更されたということですけども、農地につきましては、

先ほども申し上げたように農業委員さんなり農業組合長を通じて、適切な管理をしてもらうように所有者の方にお伝えしているところがございますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

村岸議員 すいません、地目変更された後のやつはどこがどうしてるの。田んぼのやつは大概、農業委員会へかけるのは分かるけども、地目変更されて宅地になつとるやろ、そういうところの管理は誰がしてるんやいうことを聞いている。

産業振興課長 宅地に関しては、基本的にやはり所有者の方がちゃんと管理することが当たり前やと思いますので、もし、持ち主等分かっているならば、その方に対して管理をしてもらうように、役場からは、このようにしているところです。

以上です。

村岸議員 それは何課がするの。

産業振興課長 宅地等については企画振興課の方でしていただいています。農地についてはこちらの産業振興課の方でしております。

村岸議員 それが答弁で欲しかったんです。

以上です。

河合議長 昼食のため、暫時休憩します。再開は12時45分。

(午前11時34分 休憩)

(午後0時45分 再開)

河合議長 それでは、午前中に引き続きまして一般質問を再開いたします。

今村恵美子さんの質問を許します。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 それでは、一問一答で一般質問を行います。

町民サービスを低下させない町行財政計画の中長期計画の作成、公表をという質問で、町長、教育長にお尋ねいたします。

まず、国勢調査で豊郷町の人口減少の原因はどう分析をしていますか。去年からのコロナ感染の中、町民の命と暮らし、仕事は大きく脅かされています。今議会は決算議会ですが、小規模自治体の豊郷町が、町民のために、福祉、医療、子育て、介護、暮らしの行政サービスを低下させず、必要な部門は充実をさせる行財政構築を進めることは、町長、教育長、各管理職員の皆さんに課せられた大事な職責です。

伊藤町政は、役場庁舎改築や、歌詰橋耐震補強工事に見られる、町基金を取崩し、起債を増やす財政運営を進めていますが、これは財政硬直化と若者の後年度

負担を増やし、行政サービスの低下につながることで。既存の公共施設の有効活用と長寿命化の取組が必要であり、町職員には、先進地視察や研究機会を増やすことを提案いたします。町の財産は職員の皆さんです。各課での活発な議論や創意工夫が、多少の失敗があっても、長い目で見れば町民に役立ちます。一般会計、各特別会計、企業会計について、今後、限られた財源で住民サービスの向上をどう考えているのか、各担当課長に伺います。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 今村議員の、町民サービスを低下させない町行財政計画の中長期計画の作成、公表をについてお答えします。

まず、行財政計画の中長期計画は現在作成しておりません。滋賀県の4町も作成されておりません。しかし、中長期計画とはいきませんが、起債償還額や今後の想定される事業などを見比べての、5年先、10年先の見通しは立てています。

一般会計としては、現在、役場庁舎改築や歌詰橋耐震補強工事などにより、財政調整基金の取り崩しが進んでいますが、起債については、定期的な繰上償還により、各年度の公債費の抑制を図っています。本年度の実質公債費比率が1.5%で、昨年度から0.3ポイント増えていますが、繰上償還を行ったことにより0.3ポイントの増加にとどまったといえます。また、経常収支比率も、物件費及び繰出しが減少したこと、さらに普通交付税が前年度から7,672万9,000円増えたことにより6.9ポイント改善しています。以上のことから、財政硬直化や後年度の負担増、サービス低下には至らないと考えております。

また、本年度は、業務量の洗い出しを行い、来年度以降、負担金、補助金及び交付金などの補助費の見直しも行うとともに、財政改革に本格的に取り組み、歳出削減を図っています。

あと、今村議員が言いますように、町の職員は町民の財産だと私も思います。幾らデジタルの時代になっても、町民の福祉サービスを行うためには対面が必要です。その対面サービスを施す職員の質を上げること、また、議論、創意工夫ができる環境は、6月議会でも鈴木議員から質問いただき、今回、今村議員からも質問いただき、ありがたく思っております。実際のところ、職員の方々にも、職務に対しての意気込みといいますか、熱意といいますか、温度差があるのは事実です。いかによりよい職員に育てていくかは、総務課長をはじめ各課長の責務であり、腕の見せどころだと思っております。

あと、先進地視察については研修の機会が減っています。私が役場に入った頃は、彦根、愛知、犬上、彦愛犬という名の協議会がたくさんありました。そこで

先進地視察や、業務の在り方についての協議がありましたが、働き方改革の事業仕分などによって廃止になっていきました。1人の職員が先進地研修、課で行くこともなかなか難しいのが現状ですので、まずは町村会でそのような取組ができないか、一度投げかけてみたいと思います。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村恵美子議員の町民サービスを低下させない行財政計画の中長期計画の作成、公表のご質問のうち、当課で所管しております国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計についてお答えいたします。

まず、医療、介護の3特別会計につきましては国民健康保険法、介護保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律にもあるとおり、それぞれの被保険者に必要な給付を行うことが目的であります。したがって、給付に関する直接的なサービスを提供する主体は、医療機関、介護の事業所となります。給付以外の部分ですけれども、国民健康保険につきましては、平成30年度から、特定健診の自己負担の無料化によりサービスの向上を図っておりますが、今後はより検診を受けやすい環境づくり、内容の充実を図ってまいりたいと考えております。介護保険事業、後期高齢者医療事業につきましては、押印廃止と事務手続のできる限りの簡素化、合理化を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

上下水道課長 議長。

河合議長 森本上下水道課長。

上下水道課長 今村議員の、町民サービスを低下させない町行政計画の中長期計画の作成、公表をのご質問についてお答えをいたします。

まず、水道事業会計におきましては、令和2年度にサービス水準の維持向上を図るとともに、事業の抱える課題についての現状分析を行い、将来のあるべき姿、持続可能で安定した経営を行うことを目的に、豊郷町水道事業経営戦略を作成しております。この経営戦略では、人口減少や耐震化、施設の老朽化などの変化に対応しつつ、水質基準に適合した水が、合理的な価格で安心して利用可能であり続けることを経営の基本としております。

次に、下水道事業会計におきましても、水道事業と同様に、令和2年度に豊郷町下水道事業経営戦略を作成しております。この経営戦略では、水洗化率の向上やストックマネジメント計画に基づいた効率的な整備及び改築更新に伴う投資の平準化により、持続可能な運営を経営の基本としております。

以上です。

河合議長 再質問はありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村議員。

今村議員 それでは、今、総務課長、それから医療保険課長、上下水道課長に答弁いただいたんですが、まず、総務課長の問題では、最初に人口減少、国勢調査によって、今回ちょっと減っているというのは、原因はどうでしたかというのは、一般会計の中で誰も答弁がなかったんですが、それはちゃんと答弁してください。それから私は、過去20年間の豊郷町の決算状況、決算カードを見まして、豊郷町は自主財源が少ないということで、あるいは地方交付税に依存する、そういった小規模自治体という体質がありまして、そういった中で、歳入部分でいうと、やはり地方交付税の中でも特別地方交付税、この部分がいかに町民に使われてきたのかというのが、大きな、ここの町行財政運営の特徴ではないかなと思います。

そしてこの特別地方交付税は経常一般財源にはなりません。特定財源で、目的が決まっております、支出の。これが大体20年間、少ないときで3億3,000万、多いときで4億円、最近は若干減って3億3,000万ぐらいが来ていますが、この歳入部分の使い方、それをどう有効活用していくのか、また、歳出の部分で言うと、豊郷町の場合は問題だなと思うのは、物件費と、やはり投機的経費、これをどういうふうに、特に伊藤町政になってからは、物件費が上がり、投機的経費もそこそこ上がり、こういった中で、公債費は繰上償還などで減ってはいますが、しかし、限られた財源の中で、私が中長期的という提案をしたのは、5年サイクル、10年サイクル、15年サイクル、こういった5年越しの見通しを町でも作っていかなくては、今後、少子高齢化、豊郷の人口も、今のところはそんなに減っていませんが、町の総合計画、10か年でいきますと、2035年には約7,000人といいますが、この減り方はちょっと、総合計画よりも、将来推計人口は早く減っていますが、こういった状況で、今、回っていただらずっといけるという問題じゃないと思うんですが、この財政収支、歳入歳出、また、この特別地方交付税をどう有効活用しようとしているのか、投機的な経費は、1番は普通建設事業費、これがやっぱり大きく増えれば、町の負担が増え、債務も増えるという傾向がありますが、これについては、一般会計ならびに上下水道等も、企業会計においてどういうふうな見通しを持っているのか、そして今、これからますます少子高齢化が進んで、医療保険課長の担当する国保、それから介護保険、そして後期高齢者の方々の医療、介護の状況を、豊郷町では低所得の方も多い自治体ですが、今後、これを医療負担、介護負担を引き上げないという形で進めて

いくためには何が必要なのか、そのことについてどういうふうに考えているのか答弁してください。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 今村議員の再質問にお答えします。

申し訳ございません。国勢調査での豊郷町の人口減少の原因はどう分析していますかということですが、少し減少しておるんですけども、分譲地がまだできておりますので、転出よりも転入、転出は激しいんですけども、転入もそれなりにあるので、人口、微減にとどまっているという分析でございます。

あと、特別交付税をいかに使われたということなんですけども、特別交付税は交付税の中の特別に交付されるものでございまして、一般会計に入れることとなっておりますので、特段どこに充てるとかということはございませんので、ご了承ください。

あと、投資的経費の見直しについては、今現在、庁舎は今年度で終わりますし、歌詰橋の方も、今回はちょっと議案取下げましたけども、第2期で完了いたします。その後、大きな投資的なものにつきましては中学校の改修がございまして、これにつきましては、耐力度調査を行った後にどのぐらいの修繕が必要なのかというのが分かってきますので、それを1つ見込んでいることと、あと吉田秦荘線の今度買収に入っていきますので、それを補助金内で、どこまでできるかということにかかってきます。

以上です。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員の再質問にお答えさせていただきます。

今後、少子高齢化が進んでいく中で高齢者の負担をどのように考えているかということですが、前年度、令和2年度に策定しました豊郷町の介護保険、第8期の介護保険事業計画にも高齢者の人口の推計の方はさせていただいておりますけども、令和5年度がピークで、一旦高齢化は落ち着くというふうな見込みを立てております。今後我々、私も第2次ベビーブームの世代ですので、我々の世代が65歳になる、後期高齢になる令和20年度程度になると、また、若干増えていくというふうになってはいきますけども、全体として、高齢化率は全体の人口が減りますと高齢者の人口はそう変わりませんので、高齢化率そのものは上がっていくかなというふうには考えております。確かに低所得が多い、現時点では低所得の方がかなり多いという印象ですけれども、過去、私が介護保険、

当初やっていた平成12年から比べると、いわゆる低所得と呼ばれる第1段階から第3段階の所得の階層の方がかなり減ってはきている印象ですので、今後そういった方が、今の現役世代が65歳になられるときには、もう少し低所得の人口は減っていこうかなというふうには考えております。

ただ、負担を引き上げない方策につきましては、当然65歳になられてから、介護保険を利用されるようになってから何かをするというわけではありませんので、当然、以前から何度か議会の方でもお答えさせてもらっていますとおり、若い頃からご自身の健康課題に向き合っていて、医療にかからない健康づくりを進めていくことで、後年度の負担を減らしていくというのは原則としての考え方にはなりますので、後期高齢者、国民健康保険、社会保険も含めてですけれども、ご自身の健康に向き合っていけるような施策の展開を今後図っていききたいというふうには考えております。

以上です。

上下水道課長

議長。

河合議長

森本上下水道課長。

上下水道課長

それでは、今村議員の再質問にお答えをいたします。

議員のおっしゃるとおり、将来の展望として、人口の減少が予測されているといったことをございます。そういった中で、上下水道の事業につきましては、先ほど申し上げましたように、持続可能で安定した経営というのを基本としております。そういった中で、これまででもですけども、これまで5%未満であった起債の借入をできるだけ低リースで借りるといったことで、令和2年度の決算におきましては、1%を割り切った形で借入れが可能となっております。そういったこととあわせて、水道が平成29年、下水道の方は令和2年に公営企業会計に移行いたしました。そうなりますと、今現状の決算を見ていただきまして、分かっていますように、水道については赤字経営が続いていると、下水道については、令和2年度については黒字であったという状況ではありますけれども、これをいかに改善するかがこれからのキーになってくるかと思っております。

そういったことで、この経営戦略を立てて、あわせてストックマネジメント計画というものを作成しております。このストックマネジメント計画については、現状の施設等がどういった状況かを調べるものでございます。調べた結果、それを今後、それに対する費用とあわせてその額をどれだけ準備していくかと、そしてまた、そういったことによってサービスを低下させないための更新や改築をどのようにやっていくかというものを定めたものであります。そういったことで、おおむね大体、令和12年度ぐらいまでの予測をしております、この経営

戦略自体が5年で見直す予定をしております。そういったことで、現状の経営に合わせた形で進めていきたいと。

最後ですけども、もう1点については、水道料金が影響してくることでございます。給水収益とか配水量が減る関係から料金の部分で収入が減ってくるといった状況も予想している中で、今回つくらせてもらった経営戦略については、料金の改定をしないことを前提につくらせていただいています。そういったことで、これからこの上下水道の経営が、どれだけ、経費については削減していくかと、それとまた、いずれ発生します、施設の改築や更新をどのように進めていくのか、例えば平準化するのか、それとも、耐用年数来てないところでも、先に更新をした方が有利なのかとかいうのを、今後、経営と照らし合わせながら進めていくことになってまいります。

以上です。

河合議長 再々質疑はありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村議員。

今村議員 町の総務課長に、町長でもいいですが、町長になって物件費、特に業務委託料的な感じで、広域組合に対する負担金も増えていきますし、人件費にかからない町の臨時職員、アルバイト等の経費も増えていきます。この問題で、やっぱりこういったことは、物件費が増えるということは投機的経費も同時に増えているということなんですけど、やっぱりそういったことを緻密に毎年、次回の10年総合計画ではなくて、短いスパンで、5年、5年、5年という形で計画と、それから総括、次の段階、これをまた計画を見直すとかね、そういうことを、今の地方自治体、特に豊郷みたいな1万人未満の小規模自治体というのは、人口が減っていくことは非常に収入源が減っていくと、若い人が住んでほしいと、少子高齢化ですから子育て支援、県下でこれだけしても転出が多いというのは、子育て者の皆さんでも、その人たちのかゆいところに手が届かない子育て支援になっている可能性もあるんですね。だからそういう面では、各課の皆さんに私は、自分自身のスキルを上げるということでは、自分の職責、職務に対していろいろな研究をしないといけないと思うんです。豊郷町の職員としてだけじゃなくて、今後の人生においても役に立ちますので、そういったことについて最後に答弁を求めたいと思います。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 それでは、今村議員さんの再々質問にお答えします。

やはり、危険なものは改築して建て替えなければ、これは将来展望に立ったものでもございます。そして、人口減少はもうこれ、日本全体が、パイが少なくなってくる中で、いかにして豊郷町も持続可能な、そういうような自治体であるか、これが大切であります。そういった中で、委託費が増えている。これは広域行政組合ですから、新たな展開がなれば豊郷だけが増えていくものではありません。それぞれがしっかり知恵を出し、汗を流し、長期展望に立った中で、これからも行政運営をやってまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

河合議長 次の質問に行ってください。

今村議員 はい、次にまいります。

続きまして、可燃ごみ減量化は、町民のごみ処理負担金を軽減し、地球環境保全に役立つ、町長にお尋ねします。

6月議会で、彦愛犬広域行政組合で建設計画が進んでいる大型ごみ焼却施設について、町は現計画を推進する立場を表明しましたが、今後進む人口減少や少子高齢化、地球全体での温暖化による異常気象、コロナパンデミックなどからして、わが国は今大きな転換期にきています。

そこで、町のごみ量を減らすことが施設建設コストを抑え、環境に配慮した循環型社会構築になります。2つの提案をいたします。

1つ目は、従来から実施している生ごみ堆肥化事業の拡大です。

2つ目は、可燃ごみ回収でプラスチックの分別資源回収を実施することです。世界の流れは二酸化炭素の出るごみ焼却はゼロに近づけるという方向です。豊郷町でも可燃ごみ半減を目指し取り組んではとありますが、見解を求めます。

住民生活課長 議長。

河合議長 長谷川住民生活課長。

住民生活課長 今村議員の、可燃ごみ減量化は、町民のごみ処理負担金を軽減し、地球環境保全に役立つを問うについてお答えさせていただきます。

今村議員のご提案いただいています、従来から実施している生ごみ堆肥化事業の拡大につきましては、これにつきましては、豊郷町におきましてはごみの減量、循環型社会の構築にも貢献すると考えておりますので、今後とも事業を推進し、一層の拡大をし、ごみの減量に努めていきたいと考えております。

可燃ごみ回収でプラスチック分別資源回収を実施するにつきましてですけども、これにつきましては、プラスチックごみの分別資源回収ですけども、現在、ごみ分別方法統一化等検討委員会でのごみ処理基本計画素案の決定はありましたけども、最終的には組合管理者会がごみ分別方法を決定されることとなって

おりますので、管理者会において協議がされるものと考えておりました、その決定に従っていきたいと考えております。

今村議員 はい。

河合議長 再質問ですか。今村議員。

今村議員 今回の提案は、豊郷の可燃ごみの減量化を進めようということの提案です。

今、令和2年度のリバースセンターの年間処理量というのが1,507トンと、実績としてはあります。その処理、リバースセンターの処理総額で、このごみのリバースセンターでやっているのが3,145万1,000円という負担金も出ているという話ですが、このリバースセンターは、RDFの固形燃料をつくって、中間処理的にそれをほかのところに配達、そこに、今岐阜の方でそれを使ってもらっていると聞きましたが、その、搬入させるための配達コストとか、そういったものは非常に高がついているものです。その中で豊郷では、ごみの減量化で、生ごみの回収ボックスを取り組んできました。課長や担当課の努力もありまして、今、その処理推進事業に登録している町民さんは394人、また、ごみボックス、設置ボックスは30か所設置しています。これによる令和2年度の生ごみ堆肥化年間処理量というのは47.4トンということです。ですから、この生ごみをごみとして出せば、最終的には焼却処分の方に行きますが、でも、これを資源として変えていく、このことは、今本当に、一応政府も、2030年、また2050年にそういう、CO₂のをなくしていくという方向の基準はつくっておりますが、そういった意味で、豊郷ができる減量化ということで、私はこの生ごみ堆肥化の事業の拡大が必要だと思うんです。これで、リバースセンター自体も、いつまでもできる施設ではございませんので、新処理施設に関しても処理量を減らしていくということは、各関係自治体の搬入量を減らしていくということが1番の眼目だと思いますが、生ごみ堆肥化を今の10倍に増やしていく、こういったこと取組を、これは担当課長だけでなく、町長にもこういった意気込みはないのかということで見解をお聞きしたいのと、それと廃プラの関係ですが、この新処理整備施設の廃プラの焼くのと焼かないのとでは、量的には少ないという発想ですが、このプラスチックごみというのがいかに有害な、焼却後の有害物質が発生するかということで、高温焼却とか、ダイオキシンが出ない、それからいろんな有害物質を大気圏に送らないという形で、いろいろ、焼却のやり方も高温焼却とかいろいろありますが、本質的にはプラスチックごみをなくせばいいということだと思うんです。政府もようやくそういうことに気がついてきて、今年6月にプラスチック資源循環促進法というのを国会で法律が成立しました。それを受けて、新処理施設の交付金の問題も、先ほど課長がおっしゃっていたように

不透明な状況になってきているわけです。こういったことで、率先して、まず豊郷でプラスチックの資源回収を行っていく。このことは将来的に豊郷のごみ、廃棄物処理に関する町負担金を減らすことにもつながっていくと考えています。令和2年度のごみ行政、豊郷の廃棄物関係の住民負担金というのは、総額1億円ぐらいかかっています。そういった廃棄物の、豊郷で一般廃棄物の処理を減らしていく、廃棄物として処理するよりもリサイクル率を上げて資源化していく、こういったことで、住民のごみ処理負担金が減っていくということは全国の先進の自治体の、ここ、あまり焼かないということで、四国の上勝町とか鹿児島の大崎町とか、先進的な例はありますが、そこまでいかななくても、豊郷でできること始めるべきだと思いますが、その点に対して担当課、また町長の答弁を求めます。

住民生活課長 議長。

河合議長 長谷川住民生活課長。

住民生活課長 生ごみ堆肥化事業の拡大につきましては、今まで区長会とか、ほかの会議でお願いの方をしております、どちらかといえば地元任せという形になっていた面もございまして、実際、新興住宅地の方で、まだ入っておられない方がたくさんおられますので、そちらの方を重点的に、こちらから出向いてでも推進していきたいなと思っております。

そしてまた、プラスチックごみの件につきましてはですけども、これもまだ、国の方の方針がはっきり決まっておられませんし、広域行政組合の方や、また、ごみ分別検討委員会の決定もまだございませんので、それが決まってからまた検討していきたいと考えております。

河合議長 再々質問はありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村議員。

今村議員 課長の答弁は、ごみの減量化としては、豊郷で生ごみの堆肥化の推進をという話でしたけれども、豊郷の、これはすごく、豊郷は1市4町の中でも生ごみの資源化というか、堆肥化はすごく先進的にやっているんですが、町の30か所の中で、やはり、私も自分の組と隣の組で共同で、堆肥化のボックスにみんなで入れていますけれども、これはやっぱり啓発がものすごくいると思うんです。私は、非農家の人をまず1番そういうのに、対象になって。自家処理できないところを増やさなあかんというのが思っていたんですが、大町のレイクサイド、あそこの町営住宅、あそこで堆肥化の生ごみボックスが設置できてるというのは、すごく、そういう町営住宅の中で、そういうのがあちこちできてきたりとか、さっきおっしゃっていたように新興住宅地の中で、今、下枝の新興住宅地も1か所で

きていますが、それが拡大していくということがね、それがひいては町民全体の、やっぱり、生ごみから環境問題を考えるということに大きくつながっていくと思うんです。廃棄物をいかにリサイクル化するかが、これからのごみ行政の一番の題目だと思うんです。豊郷は広域組合に入っているから、その組合で一括処理をした方が安いと思っているみたいですが、この時代、いつまで24時間稼働でCO₂を排出する、こういう施設がそのままいけるかというのは、前回のとき町長が、アンモニア発電とか水素発電とかおっしゃいましたが、そういったところも今開発段階ですからね、それがどこまで実現化して、それが実施されていくかというのはまだ未知数なんです。だから今やるべきことは省エネ、それから再生可能エネルギーを増やす、これでやはり全体のCO₂を減量化していくと、減少させていくというのが、当面の、やはり地方自治体のやるべきことだと思うんです。そういった面で、私はこういったことを町から率先して、町長にも新処理施設の問題は、やはり今後の財政的にも、物件費に入ってきますが、これがまた大きな町民の負担が何十年も続くんですよね。交付金といってもほとんど借金ですから。だからそういった面で、ぜひそういうことを慎重に考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 それでは、再々質問にお答えします。

おっしゃったように、今から十四、五年前は、生ごみ処理で、それぞれ1市4町ともやられておりましたのが、それが全部ごみの再生産になって、もう、ほとんど動いていない、動いているのが豊郷だけでございまして、1台入れて、今2台目、2台並行してやっております。大体1日に150キロから200キロということで、年間で大体50トンから60トンぐらいが処理されております。

実際にこれ、今現在の焼却施設がプラスチックごみを分別して、減るのが1日に4トンで、147トンが144トンになるだけでございます。それで、1市4町の首長は、やはりいかにして生ごみを減らしていくかというのが、これは装置の大小に関わる問題で、みんな真剣に考えているところですけど、なかなか進んでいかないというのが事実であります。課長の方も一生懸命啓発をさせていただいておりますが、ただ、装置の方も大分老朽化してきて、今100キロのを、今度はどういうふうな形で拡大していくかというのは今検討をしているところでもございます。しっかりとやはり、生ごみを減量する、これがまず1つでありまして、それと前回もお答えしましたようにプラスチックがバイオプラスチックに変わってくるとなるとなると、その汚れたもの、そしてまた、現在、料理

屋さんでも紙の幕の内、容器で出されておりますけれども、汚れたのはやはり焼却しなければならない、これはもう当然であります。これはカーボンニュートラルで、炭酸ガス云々の話じゃなくして循環型という形になります。そういうこともあります。いろんな角度から考えていって、法施行の中で、今この1市4町がどういう形が最適か、そしてどれぐらい減量できるかというのをしっかり考えた中で施設をやっていくという、それが我々に課せられた問題だと思っておりますので、その点、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

河合議長 今村さん、次行ってください。

今村議員 続きまして、改良住宅譲渡完了への取組強化へということで、町長に伺います。

6月議会での課長答弁では、譲渡対象88戸、また、町返還済みが15戸と説明がありました。この譲渡対象88戸中、長池団地の戸数、また、高野瀬団地の戸数は何戸でしょうか。同じく返還済み15戸中、長池団地の戸数、高野瀬団地の戸数は何戸ですか。

両団地は建設年数もたち、国の補助金適化法の適用除外も増えてきています。このまま町が事業停滞を続ければ、町の修繕維持管理料は増えます。今、町の提示している譲渡条件は入居者にとって負担が少なくよいものです。担当課の皆さんが説明会や各戸訪問をし、既に譲渡を受けた方々の話を聞く場の設定など、工夫をすれば、今年度中に多くの譲渡が実現できるのではないのでしょうか。見解を求めます。また、返還済み15戸についても、現公営住宅入居者への特別分譲なども検討すべきではないのでしょうか。見解を求めます。

人権政策課長 議長。

河合議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 それでは、今村議員の改良住宅譲渡完了への取組強化へについて、人権政策課からお答えいたします。

前回の議会で報告させていただきました。残り譲渡対象88戸については、長池団地42戸、高野瀬団地28戸、三ツ池団地12戸、大町団地6戸でございます。返還済み団地15戸については、長池団地6戸、高野瀬団地8戸、向日台団地1戸でございます。改良住宅譲渡については、平成29年、30年にアンケート調査を行い、入居者には既に周知されているものと認識しております。このことから、今後も個々への訪問にて譲渡推進に努めていきたいと思っております。

次に、返還済み15戸の改良住宅を公営住宅入居者に分譲してはとの意見についてですが、前議会でも再三にわたりご説明申し上げておりますが、空き家の改良住宅の改修に伴い、一戸当たり250から300万の修繕料を費やすこと

でございます。今後の改良住宅の在り方については、住宅マスタープラン策定に伴い、公営住宅等検討委員会にて審議してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

河合議長 再質問はありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村議員。

今村議員 今、課長の答弁聞きましたが、令和3年度の当初予算の予定では、4棟8戸の譲渡を予算化したというお話でした。そういった中で最近、私の知り合いも片側譲渡、分離不能型でしたが、町から譲渡を受けまして、3か月ほどで本人の契約書もできて本人の名義に変わりました。

そういったことで、片側譲渡も進めれば、そういう、受ける方もいらっしゃるし、そのことを、やっぱりちゃんと皆さんにお知らせしていかなくてはいけないと思うんです。課長は、そういったことを全然、入居者の皆さんにお知らせをあまりしないみたいですが、やはりこれは、年間修繕料1,000万から2,000万かかるわけです、古くなればなるほどかかるんですね。シロアリのいろんなのしあげなあきませんし、当然のことですが、でも、大事に住んで、将来、自分が自分の持ち家にしたいって大事に住んでおられる方もいらっしゃいます。そういった人たちにちゃんと条件を提示して、あと残る、今年は今、何戸できたんですか、結果的に、8戸という計画立てましたが。私、その契約者の売買契約書とか経費表とか全部見せていただきました。一応、やはり契約上は転売禁止条項も入ってましたね、そういったことも入れながら、この88戸、スムーズにやっていけば、1件当たりの費用というのはそうかからないというのが、この契約書の中身を見てよく分かりましたが、これに対して、私、非常に後ろ向きだと思うんですが、先ほども財政の問題で申し上げましたが、特別地方交付税というのは、町長もこの間よくおっしゃるけど、特定財源として旧地対法、地域改善対策特別措置法に係る、いろいろな、起債償還や困難を抱える地域の財源として、国の地方交付税の省令というのがあるから、そこにいろいろな項目がありますからね、その中の1つとしてそういった配分がされているわけじゃないですか。そのお金も、十分、その費用負担としてはできますし、うちは新築資金会計も黒字で終わったんですよ。今、残務で残債務はありますが、ほかの自治体に比べたら黒字で償還も終わりました、政府に対して。そういうところだからこそ、この事業は早めにやっていかなくてはならないと思うんですけれども、こういった面で、なぜ、どこが後ろ向きなのかよく分からないのですが、課長でも町長でもお答え

ください。

人権政策課長 議長。

河合議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 今村議員の再質問にお答えいたします。

令和3年度、8戸予定でございまして、今現在、2戸契約ができております。あと、予定としては6戸の予定をしています。

議員おっしゃるように、うちの方が何か、どう言うたらいいのかな、譲渡推進を遅らしているような形に聞こえますが、決して、人権政策課といたしましては改良住宅の譲渡の推進に邁進しておりますので、その辺をご理解お願いいたします。

以上です。

河合議長 再々質問はありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村議員。

今村議員 今の言葉で、非常にこれから前向きに、対象地域、住民の皆さんにはいろいろな譲渡の活動をしていただけるということを確認して、そういうふう理解させていただきましたが、この問題はやはりリーダーシップが必要だと思うんです。町長が、やはりこの事業を始めたときから考えてみれば、あの当時、最初は高野瀬団地は本当に数も多く譲渡が進みました。その以降が進まないというのは、私はやはりおかしいと思うんです。町長にもこの問題でのリーダーシップをぜひ引き上げて、皆さんにそういうことを、関係、入居者の皆さんにも進めていただきたいと思いますが、町長の答弁もお願いします。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 それでは、再々質問にお答えします。

先ほどは、豊郷町の制度は大変よいものだ、素晴らしいと言って褒めていただいたんですが、特に、前回もお答えしたとおり、全国で改良住宅譲渡推進協議会というのはございます。どの市町も動いておりません。動いておりますのは豊郷町だけみたいなものです。そのときに会合に行っても豊郷町さんの実情をお教えいただきたい、そういうことでやって、職員の方も、先ほど課長言いましたように、なかなか一気に進まないです。やはり相手のあることですから、地道に、そして皆さん方がご理解いただいた譲渡の内容で、皆さんに喜んでいただけるように、しっかりとこれからも努めてまいりますので、ぜひとも応援していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

河合議長 次の質問をしてください。

今村議員 続きまして、防災無線での町内コロナ感染状況報告の復活実施をということで、町長にお尋ねいたします。

今回、デルタ株のコロナ感染が止まりません。町民の中から、なぜ町は、豊郷町のコロナ感染近況を放送しないのかと声が上がっています。総務課は感染者のプライバシー保護や地域のバッシングをなくすためと言いましたが、豊郷町内には情報難民が多くいます。新聞を取っておられない、テレビ、ラジオもあまり見ない、こういった方々もいらっしゃいます。さらに高齢者は、2回ワクチンを打ったから安心と思い、スーパーなどでマスクなしの会話をする光景も見られます。

町民の命と健康を守るのは町の使命です。豊郷町の日々の感染状況、感染防止対策の啓発など、防災無線で町民全体に知らせるのは当たり前のことです。豊郷町のコロナ感染拡大を抑えるために、再度、防災無線を使ったコロナ放送を求めますが、いかがでしょうか。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 今村議員の、防災無線での町民のコロナ感染状況報告の復活実施をについてお答えいたします。

申し訳ございません。役場の方には、なぜ防災無線で感染者数を放送しないのかという苦情は今のところ入っておりません。職員が町内に出かけたときに、防災無線を何でやめたのと聞かれたときに、その内容を伝えたところ、感染者の目線ではそうなるわなと声をかけられています。6月議会の全員協議会で説明させていただきましたが、当時、防災無線で流しているのは豊郷町のみでした。ほかの町では感染者のプライバシー尊重により防災無線での放送をやめておりましたし、緊急メールもやめている市町もございます。感染拡大を抑えるためには、2回ワクチンを打ったから安心と思い、スーパーなどでマスクなしの会話をしている人たちも、やはり予防に協力いただくことが大事だと思います。

以上です。

河合議長 再質問はありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村議員。

今村議員 私は、今の課長の答弁は非常に今の情勢に合っていないと思います。

今日、9月7日現在、感染者比較ということで、豊郷町は63人出ていますが、この県下の各19市町の1,000人当たりの感染者数を、7日の数で比較して

みました。一番多いのが大津市で10.73人、2番目が草津市で9.65人、3番目が甲賀市で9.11人、4番目に豊郷町が来るんです。豊郷町で8.57人、5番目が湖南市で8.45人ということで、県下19市町の中で上から4番目に、1,000人当たりの感染者数の多いのが豊郷町です。

また、それを市レベルじゃなくて、6町レベルで比較しますと、6町の中で1,000人当たりの感染者で一番多いのが豊郷町で、豊郷町の次が愛荘町です。豊郷が8.57人に対して、愛荘町が5.23人、日野町が3番目で4.55人、竜王町が4.39人、そして甲良町が3.83人、多賀町が3.69人と、6町の中でも一番高いのが、感染者の比率が高いのが豊郷町、また、彦愛犬の中でも彦根市よりも高いんです。彦根市が多いと思っていましたが、彦根市の1,000人当たりの感染者は6.28人です。こういった中で、異常に豊郷町は突出して、犬上郡のあとの2町は、19市町の最後から1番、2番の感染率なのに、豊郷町だけが突出した感染数です。

これを見まして、厚生労働省の都道府県別の医療費提供体系や感染の状況というのが、ずっと更新しながら厚生省はつくっています。この中で滋賀県は、もう既に病床使用率はもう8割ですよ。そして特徴的なのは、PCR陽性率、これが2割を超えています。これでもうレベル5なんですけど、当然それで、非常事態宣言ですが、そのことを受けたら、やはり町民に啓発ならびにそういったことを町として必要だと思いますが、そのことで、再度答弁を求めます。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 今村議員の再質問にお答えします。

今ほど1,000人当たりの人数を報告いただきまして、豊郷町は県下で上から数えて4番目に多いということでした。首長会、町長連絡会がありまして、その中で、僕出席させてもらったんですけども、県の医療保険部からの報告では、お盆明けの1週間、10万人当たりで換算すると豊郷町が1番だったということでもあります。

非常に豊郷町でも感染者が多いのは分かっているんですけども、感染された方が決して悪いわけではございません。やはり、感染された方も大変な状況なのは承知をしておるんですけども、感染されてない方もワクチンを打つなど、また、予防を徹底するなどで感染を抑えていくことが一番必要ではないかと思っております。

河合議長 次に、西澤清正君の質問を許します。

西澤清正議員 議長。

河合議長 西澤清正議員。

西澤清正議員 それでは、質疑をする前に、今回、滋賀県では97名の方がお亡くなりになり、そしてまた、お悔やみ申し上げたいと思いますが、また医療、入院しておられる方にお見舞い申し上げたいと。

さて、質問に入ります。

新型コロナウイルス感染拡大の波は一向に止まらず、滋賀県で、8月24日、新規感染者が235人と過去最高となり、豊郷町においても連日のように陽性者が確認されている状況が続いています。そうした中、滋賀県、8月27日から9月12日までの緊急事態宣言の対象に追加決定されるとの報道が8月25日にされています。そこで、次のことについて答弁を求めます。

1つ、ワクチン接種の状況はどうか。

2番目に、これまでの取組と緊急事態宣言後の取組では、行政や町民の生活にどのような影響や変化があるか。

3番目に、そうした影響に対する対策はどうか。

4番目として、今後の拡大防止の進め方はどうかということをお聞きさせていただきます。答弁、どうぞよろしくお願いいたします。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、西澤清正議員の、止まらない新型コロナウイルス感染拡大への取組についてのご質問のうち、1番のワクチンの接種状況についてお答えいたします。

8月31日現在でのワクチン接種記録システム、いわゆるVRSにおける接種率ですけれども、1回目の接種を終えた方が3,929人、60.8%であり、2回目の接種を終えた方が3,385人、52.4%となっております。接種率の分母となる人口につきましては、8月31日現在の6,460人で計算の方をさせていただきます。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 西澤議員の質問について、私からは2番、3番、4番についてお答えさせていただきます。

緊急事態宣言後の取組としまして、滋賀県では飲食店、カラオケ店、午前5時から8時まで、酒類、カラオケ提供の場合は休業、商業施設、パチンコ店、スーパー銭湯、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店などは午後8時まで、イベント関連施設、劇場、映画、ホールなどは午後9時まで、体育館、ボウリング

場、野球場、ゴルフ場、スポーツクラブなどは午後8時まで、イベントは午後9時まで、5,000人、かつ収容率50%の場合です。

学校、期間中に出発する修学旅行は延期、部活動は全国大会などの公式大会に向けた練習を除き実施しない、学園祭や体育祭は延期または中止、豊郷町のスポーツ少年団の活動も中止をお願いしています。影響としましては、やはり夜間の外出がしづらくなるということと、事業所、特に飲食店はその中でも酒類を提供する居酒屋などは非常に損害が大きいと考えます。

③につきましては、補償については滋賀県が対策を講じておられます。

④については、滋賀県ではまん延防止重点措置の適用を受け13市が対象地域に指定されましたが、効果が薄く、病床率が9割に達し、自宅療養も増えています。なかなか人の動きが減っていかない状況であるため、さらなる県民の行動変容をお願いするために、8月27日から9月12日の間、緊急事態宣言の対象地域として加えられました。

夜の活動についてかなりの制約がかかり、町民の皆様には不安を与えますが、1人1人の行動の変容によって感染拡大の防止にご協力をいただきたい。あなたと大切な人の命を守るための行動にご協力をお願いしたいと思います。

不要不急の外出の自粛の徹底、3つの密の回避、手洗い、マスクの着用、家庭、職場での感染対策、少しでも症状がある場合は早めに受診、まずはこの徹底をお願いしたいと思います。特に、かからない、うつさないという対策が必要なことから、現在、ワクチン接種も有効な手段でありますので、まだ接種されていない方は接種にご協力ください。

以上です。

河合議長 再質問はありますか。

西澤清正議員 はい。

河合議長 西澤清正議員。

西澤清正議員 今聞いていますと、陽性者が町ワースト1というようなことで、大変厳しい状況が続いていますが、そういう中で、今、特に飲食業なんかは酒が提供できないということで、大変売り上げが困っておられる方がたくさんございます。そういう中で、県が多少は見るということはあると思いますが、町独自で何かそういうようなことは考えてないのか。それと、今また、10月ぐらいにプレミアム商品券が出るということで、その、また飲食店並みの拡充ができないのか、そういうようなことでひとつ考えておられるのか、そういうことで対処ができないのかということで、それも1つお願いしたいと思います。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 それでは、緊急事態宣言が発出されたことによって、大変な打撃を受けられた事業所等もあろうかと思いますが、そこら、県の状況を考えながら、いろいろ、町としての対応も今後検討してまいりたいと思いますので、ご理解のほど、よろしくをお願いします。

河合議長 再々質問はありますか。

西澤清正議員 それで結構です。1つだけ。

ぜひ、町民さんのためになるような施策をしていただいて、そして、コロナの収束を早く願いたいと思います。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

河合議長 ここで暫時休憩をいたします。再開は14時。

(午後1時50分 休憩)

(午後2時00分 再開)

河合議長 それでは、再開いたします。

続きまして、中島政幸君の質問を許します。

中島議員 議長。

河合議長 中島議員。

中島議員 それでは、一般質問の方に入らせていただきます。

まず、ユニバーサルデザインの推進と行政情報の発信についてお聞きいたします。

ユニバーサルデザイン(UD)とは年齢・性別・文化・言語・国籍等の違い、障害や能力また身体の状態など、人々が持つ様々な個性や違いを超えて、一人ひとりが互いに多様性を認め合い、誰もが公平、快適に利用できる町や建物、製品、環境、またサービスづくりを行っていかうとする考え方のことをユニバーサルデザインと言われ、全ての人がハンデキャップにかかわらず、安全かつ快適に暮らせる、福祉のまちづくりが求められています。

また、全国でもユニバーサルデザインの推進については様々な取組がなされてきており、滋賀県でも平成17年3月に「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」が策定され、第4章には市町に期待される役割が示されており、行政や県民、事業者、民間団体などにユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、取り組むことを推進しています。

広報紙、ホームページ、パンフレットや行政から受け取る書類や申請書類は多岐にわたり、情報の発信への在り方について、以下の点について取組と考え方について問います。

1、ユニバーサルデザインの意味や意義、解決方法やプロセスについて理解し、UD視点での取組がなされているのか。

2、ユニバーサルデザインが社会でどのように役立っているのか、その認識は。

3、多くの人に読みやすく工夫された書体として、ユニバーサルデザインフォント、UDフォントの認識と、町からの案内、関係書類や情報発信媒体をUDフォントにしてはと考えるが、その考えは。

多様な方への読みやすい文字の大きさや書体、視聴覚障害や目の不自由な人への配慮、色弱者への理解や高齢者や子ども、外国人等への情報発信への配慮はどのように考え、行っているのか、以上の点について問います。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは3番、中島議員のユニバーサルデザインの推進と行政情報の発信についてにお答えをします。

まず、1点目ですが、本町では、平成31年度に策定した第5次総合計画において、第2章、全世帯参加の共生力アップ、1、多世代コミュニティの創造と地域福祉の推進の主要施策(7)人に優しい環境整備の項目で、ユニバーサルデザインを基本とした施設や公共空間の整備を進めますと定めて取り組んでおります。

次に2点目ですが、社会の製品、サービス、環境で考慮された様々な取組をされ、全ての人に役立っていると認識をしております。

3点目につきまして、町の広報はUDフォントを使用しております。ただ、各課でつくっております通知や、簡易なチラシ等には使用できておりません。今後はUDフォントの使用を進めていきたいと考えておりますが、プリンストールされたUDフォントは教科書体しかありませんし、ほかのUDフォントを使用するにはフォントの購入が必要となっておりますので、費用面も考慮しつつ、可能な範囲で使用していきたいと考えております。

最後の4点目ですが、町のホームページにおきましては、既に「J I S X 8 3 4 1 - 3 : 2 0 1 6」の等級、AAに準拠したシステムで色弱者に対応した配色、音声読み上げソフトへの対応、画像のalt属性の対応等を行っております。今後ともユニバーサルデザインを推進していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

以上です。

河合議長 再質問はありますか。

中島議員 はい。

河合議長 中島議員。

中島議員 ユニバーサルデザインは終わりのない取組と言われていますが、バリアフリー化、ユニバーサルデザインの1つとして、この一般質問に関して、新しい庁舎、ぐるっと回らせていただきました。トイレには杖を差すような、あんなんは設置されていますが、普通、カウンターにあれを設置すれば当たって危ないとか、いろいろあるんでしょうけども、そんな中、杖を必要とされたり、また、傘の持ちこみをされたりするような方も、カウンターの方には必ず来られてきます。小さな、ゴムシートのようなものを設置して滑りにくくするとか、そういうような工夫もいろいろ取れるかと思えます。

また、視力の弱い方やお年寄りには文字を拡大して、大体、おおむね14ポイントから16ポイント以上がよいとされていますが、A4判の資料、これが大体A4判ですけど、これをA3判に拡大コピーする方法とか、あとは、先ほど言われましたように光の反射を抑え、コントラストをはっきりした、読みやすくなるような白黒反転表示とか、黒色の背景に白文字で表示し、視力の弱い方やお年寄りに配慮する方法とか、いろいろあります。

色弱者の方は全国で大体320万人以上とされ、男性では20人に1人、女性では500人に1人、広報では点字版を作成されているということでしたが、あと、音声も発信されているという取組は一定の評価をいたします。不特定多数のお客さんに情報や案内を送る際の封筒に点字を印字し、配慮を行っている企業もありますが、そのような案内の方法をするような考え方はございませんか。まず1点。

点字を読める方は、そう言われても全体の1割ほどとされています。SPコードという専用の読み取り機がありまして、QRコードみたいな形で、そういう機械を当てれば1,000文字まで音声で知らしてくれるというようなものもありますので、主要な部署にはそのようなものも検討されてはどうかと思えます。

役場庁舎も新しくなり、UD視点での案内やトイレ前の点字の案内ですね、各課案内板にはルビがつけられて分かりやすくなっていると。障害者駐車スペースとか点字ブロックなど、UD視点での取組はされて、今の時代は、それは当たり前前のようになっていますが、配慮がなされています。

先ほど言いましたように、庁舎をちょっと回らしていただいて、残念なところが幾つかありまして、商工会側入り口の点字ブロックの上に2か所ほどマットが置かれて、点字ブロックが隠れているところが見受けられます。あと、住民生活課では、昨日見たら直ってましたけど、点字ブロックの上にパーテーションが置かれてて、障害物となっているような非常に残念な現象ができています。職員

へのUD視点での理解や意識の向上はなされているとは思いますが、そのような事態で新しい庁舎、要は使いやすい、利便性のいい、誰でもが快適に使えるような庁舎を目指しておられると思いますけども、そんな中で、点字ブロックの上にマットやパーテーションが置かれていた理由を少し教えていただきたいと思いますので、お願いします。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、中島議員の再質問にお答えをします。

封筒に点字を印字したり、SPコードの利用をということでご提案いただきました。また、今後UDに配慮した事業をしていく中で、これらの施策がどう取り入れられるかということも検討しながらやっていきたいと思っておりますので、また、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、庁舎の件に関しましては商工会側の入り口、また、住民生活課に関しましても、今現在、庁舎改築が、まだ工事が続いております、また、年末年始あたりに新しい玄関の方ができましたら、また改善もされていくかなと思っておりますので、ご理解をお願いします。

以上です。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 中島議員の質問にお答えいたします。

今、企画振興課長がお答えいただきましたんですけども、昔の別館の入り口の点字ブロックについては、工事の中で本当は撤去したかったんですけども、石の上に点字を鋏で打ってあるので、それを取るとなると、あの全面を全部、石の床を全部壊して取らなければならないということでしたので、それを断念したという経過がございます。なので、そういう経過を僕らは知っているのですが、ちょっと点字の上にマットを置いてしまったということがございます。それと、非常に申し訳なかったのが、改修に入る以前からも、あそこにマットをずっと置きっ放しやということは、ちょっと反省しなければならないと思ひます。

住民生活課の点字ブロックについても、本来であれば玄関からずっと点字ブロック、道路からずっと来るんですけども、まだ玄関ができておりませんので、点字ブロックのところに、引っ越し終わった後にパーテーションが置いてあったので、オープン当初はちょっと見た目が悪いのでどうかすようお願いしたんですけども、なかなかどけてもらえなかったんですけども、最近、ようやくどけてもらえたので、ありがたいことと思っております。

以上です。

住民生活課長 議長。

河合議長 長谷川住民生活課長。

住民生活課長 中島議員のご指摘のとおり、1階、住民生活課の窓口の点字ブロックがパーテーションで塞がれ、障害をお持ちの方々が快適に利用できない状態となっておりました。その先の窓口はマイナンバー対応の窓口となっておりまして、マイナンバーの端末がそこしかなく、マイナンバーの暗証番号を入れるときに、暗証番号が見られないようにパーテーションで塞いでおりました。普段はオープンにしておき、マイナンバーのお客さんが来られたときにパーテーションを設置すればよかったのですが、来庁者が次々と来られるために置きっ放しとなってしまいました。このことは、新庁舎に移動したときから総務課からは指導されていましたが、ユニバーサルデザインの意識、配慮が足りなかったと深く反省をしております。

今後は、ユニバーサルデザインを意識し、利用者にとって快適な窓口を目指していきたいと思っております。

河合議長 再々質問はありますか。

中島議員 はい。

河合議長 中島議員。

中島議員 改善されたということで、そこはいいことだと思います。そこに置いていることは、自分の頭の中では、本当は駄目なことなんだっていうことはよく分かっておられながら、やはり自分たちの業務を優先に、そこを塞いでしまうというのは、本来の正しい在り方ではないと。再三、住民生活課の方であれば総務課から言われていて、それも改善できなかったというのは、やはり利用される方のことを一番考えないと、自分がその立場やったら、本当はどうしてほしいということを考えた方が、本来の正しい在り方が見えてくるかと思っております。

ユニバーサルデザインには7つのスタンダードがあるそうです。1、公平な利用とか、利用における柔軟性、単純で直感的な利用方法、分かりやすい情報、間違いに関する寛大さ、身体の負担を少なくする、接近、利用のための大きさや広さについてというのが7つのスタンダードとしてされています。

例えば公平な利用であれば、自動ドアの扉で近くに移動すれば、車椅子の人でもベビーカーの人でも、両手が荷物などで塞がっている人でも、誰でもその前に立てばドアが開いてしまうというようなところ。利用における柔軟性については、両利きで使えるようなはさみやフロアの移動手段が複数用意されているような上で、幅広い人たちにとって使う上での自由度が高いと、単純で直感的な利

用方法というのはシャンプーボトルですね、側面にぎざぎざがあるのを知っている方もおられると思いますが、このぎざぎざがあれば、頭を洗うときに目をつわっていても、そのボトルがシャンプーのボトルであるというのが分かる、これも企業がね、ちゃんと努力されてます。そのようなことが7つあるんです。そんなことを思いながら庁舎を見て、非常に残念かなと思って、一応、総務課長の方には改善を求めるように事前には言っておきました。

80歳以上になると、白内障や、かすんで見えたり、淡い色の違いが分かりにくくなるなどの症状が見られると言われています。多様な方が利用され、誰もが公平公正に利用できる快適な空間でなければなりません。情報の発信の仕方や、新たに取り込めること、少しの工夫でできることから取り組むことで、理解や意識の向上が生まれてくると思いますが、今後どのように取り組まれていくか、いま一度お聞きします。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、中島議員の再々質問にお答えをいたしたいと思います。

今ほどは、庁舎の不備を指摘していただきましてありがとうございました。ユニバーサルデザインとバリアフリーというのは根本的な考え方も違いますけれども、広く一般的にといいますか、年齢、性別、人種などに関わらず、全ての人が利用しやすいというのがユニバーサルデザインの考え方だというふうに承知をしておりますし、今ほどご紹介いただきましたユニバーサルデザイン7原則というものにのっとりながら、バリアフリーだけではなく、施設、それからサービスまで含めて、今後ともユニバーサルデザインに配慮した取組を続けていきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いします。

以上です。

河合議長 次の質問をしてください。

中島議員 それでは、次の質問に入ります。

災害時における避難行動要支援者の個別避難計画についてお聞きいたします。

東日本大震災の教訓を踏まえて、国も平成25年に災害時要支援者の避難支援ガイドラインを大幅に改定し、1人で避難が困難な人を支援するために避難行動要支援者名簿の作成を自治体に義務づけ、その名簿を活用した個別計画を作成するよう求めています。

近年、災害で亡くなる人は高齢者や障害者などの災害弱者に集中しており、死者に占める65歳以上の高齢者の割合は、2020年7月の豪雨では約79%。2019年の台風19号では65%、2018年の西日本豪雨で

は70%と、誰一人取り残されず、命を守るために何が必要なのか考えなければなりません。

8月の大雨による災害では、豊郷町でも吉田、日栄、上枝、下枝、591世帯1,497人に警戒レベル4の避難指示が発令され、多くの町民の皆さんが避難を余儀なくされました。そこで、本町における避難行動要支援者の個別避難計画の策定について伺います。

1、本町全体の避難行動要支援者個別計画の策定状況は。

2、避難行動要支援者への支援体制の整備をどのように考えているか。

3、本町における、個別支援計画対象の要支援者の人数は、作成の同意が得られている人数は。

4、個別支援計画を作成する過程で、福祉と防災の連携状況は。

5、個別支援計画を作成する過程で、自治会との連携状況は。

6、災害時における個別支援計画、避難行動を記入した「災害時ケアプラン」の作成状況は。

7、避難行動要支援者名簿はどのように活用されているのかお聞きいたします。

保健福祉課長 議長。

河合議長 森らあき保健福祉課長。

保健福祉課長 中島議員の、災害時における避難行動要支援者の個別避難計画についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず1つ目、本町全域の避難行動要支援者個別計画の策定状況はですが、避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10、第1項で、町が作成を義務づけられ、本町でも防災計画の中で位置づけられています。避難支援等関係者に名簿情報を提供することに同意した避難行動要支援者の個別計画は全て作成しておりますが、同意されていない方の個別計画は、個人情報を取り扱うため整備が進まない状況です。対象者には個別通知をし、登録を推奨しています。既に登録されている方には、年に一度更新をしていただいております。

2つ目に、避難行動要支援者への支援体制の整備についてですが、災害時における避難行動要支援者の避難支援を的確に進めるため、同意者の名簿と個別計画を、民生委員、字区長、町社会福祉協議会に保管いただき、登録者の避難支援体制の構築を進めています。

3つ目の、本町における個別避難計画対象の要支援者の人数はですが、要介護3から5の居宅の方113人、身体障害者手帳1から2級の方157人、視覚障害、聴覚障害3から4級の方18人、療育手帳Aの方30人、精神障害者保健

福祉手帳1から2級の方53人、難病者等7人などの計378人中、自力での避難が困難な方になります。作成の同意が得られていない方は120人で、作成の同意が得られている方、また、65歳以上でご本人が希望され、登録されている人数は299人です。

4つ目の、個別支援計画を作成する過程で、福祉と防災の連携状況はですが、防災計画に基づく個別計画であるため、防災との連携はできています。

5つ目の、個別支援計画を作成する過程で、自治会との連携状況はですが、ご本人の同意により登録されている名簿と個別支援計画は字区長と民生委員が保管し、日々の見守りにご活用いただいております。

6つ目の、災害時における個別計画避難行動を記入した災害時ケアプランの作成状況はですが、ご本人の同意により登録されている人数分で299件です。

最後に、7つ目の避難行動要支援者名簿はどのように活用されているのかですが、同意者名簿は災害時に迅速に対応できるよう、民生委員と区長が保管しております。ふだんの見守りに活用するとともに、災害時には安否確認が必要な方の名簿として活用されます。

以上です。

河合議長 再質問はありますか。

中島議員 はい。

河合議長 中島議員。

中島議員 防災計画に基づく個別計画のために、防災の連携はできているとのことでしたが、福祉との連携はできていないということでしょうか。例えば2018年の西日本豪雨では、岡山県倉敷市真備町で犠牲になった51人のうち42人の方が避難に支援が必要な人たちだったという指摘もされています。兵庫県や大分県別府市では個別支援計画を作成する過程で、福祉と防災を連携させ、実態に則した避難計画になる取組を進めていると。別府市の取組では別府モデルと言われて、ケアマネージャーや相談支援専門員など、福祉関係者が平時のケアプランに加えて、災害時における避難行動を記入した災害時ケアプランを同時に作成している。

滋賀県でも高島市で、約10年前から重度の障害がある家族が、災害時の不安を相談したことをきっかけにしてそのような取組がなされています。また滋賀県でも滋賀モデル案が提示されているプラン、先ほどもありましたけども、災害時ケアプランの中には緊急の持ち物、あるいは避難行程、サポートする人数など、当事者が必要なことがきめ細かく記入されている。さらに、これを作った防災を検討し、改善し、より実効的な高いものにしていくというものです。最も亡くな

るリスクが高い個別支援計画を、自治会や民生委員の方々などで地域に委ねるのには多分限界があるかとは思われます。国ではこうした取り組みを全国に広めようと検討していますが、2020年10月1日時点の消防庁の調査によると、計画の作成を終えた市町は1割未満とされており、個別避難計画の作成は進んでいないというような全国的な状況もあります。

そんな中、今のお話ししていきますと、299人の方が登録され、計画がなされているというようなお話でしたけども、65歳以上に向けて、120人の方も全て計画ができてるように受け止めますが、兵庫県の宝塚市では、約2,400人分つくる必要があるとされており、1人の個別避難計画をつくることに何度も協議したり、時間がかかるというような現場の声も上がっていると。2,400人分となると実際のめどが立たないと、それぐらい難しいと。個別避難計画対象の要支援者は、本来6,400人いますが、先ほど課長が言われたように、そのうち4,000人の方から作成の同意が得られていない。その理由の中には、先ほど言われた個人情報とか、家族の支援を受けられるとかいうような課題が出てきてます。なかなかこれも、全ての人を作成するというのはなかなか難しい。地域の課題としては支援者の不足、あとは同意が取れても、ほとんどの人が支援者が見つからないというような地域の課題もあるというふうに、兵庫県宝塚市では、そのようなことが現場の声として言われていると。

高齢者や障害者など、支援を必要とする方々を救うためにも、高齢者の介護に携わっているケアマネージャーや障害者を支えている相談員、日常的に支援が必要な方をよく分かっておられる福祉の専門家のネットワークを、そのようなネットワークを活用しながら、行政はイニシアチブを発揮していかんと駄目だと思わんですが、豊郷町、今のを見ていると、そのような方々も入られているかということをお聞きしたいのと、国や流れ、他都市の取組なども、防災と福祉の連帯が鍵を握ると言われています。防災と福祉の連帯による、災害時における要支援者への個別支援づくりを展開することは、今後、そのような、ケアマネージャーとか、そういうことをされている相談支援員と福祉の専門職とかを交えながら、あと地域の人たちを交えながら、そのような作成をする必要があると思いますが、どれぐらいのネットワークで作成されているのかお聞きしたい。

以上。

保健福祉課長

議長。

河合議長

森ちあき保健福祉課長。

保健福祉課長

3番、中島議員の再質問にお答えさせていただきます。

現在の当町の個別計画ですが、保健福祉課、包括支援センター、また、民生委

員さんと自治会の方から情報をいただきまして、ご本人の同意が得られる方の分ですが、そのネットワークで個別計画を作成させていただいております。また、難病の方がいらっしゃいますので、その方につきましては保健所の方のご協力をいただきながら個別プランの作成に当たっております。同意が得られていない方につきましては、個人情報がありますので、なかなか計画、プランづくりが進まないといったところです。

今現在、滋賀県では誰一人取り残さない防災の実現を目指して、滋賀モデルとして防災と保健、福祉の連携促進モデルを実施しております。現在モデル地区として高島市と大津市が取り組まれています。その中で個別計画の作成に際し、ふだんから状況を把握されている介護のケアマネージャーや障害の相談員と連携し、ケアプランやサービスの利用計画の作成の延長線上で、職務として個別計画を作成することをモデルプランに挙げられております。

今後県では、個別計画作成のために滋賀モデルを策定しまして、県下全域で取組を進めたいとされておりますので、県の動向を見ながら当町でも個別計画の作成を進めていきたいと考えております。ご理解をいただきますようお願いいたします。

河合議長 再々質問はありますか。

中島議員 はい。

河合議長 中島議員。

中島議員 地域の人たちのネットワークを使って同意が得られている方々、299人から同意が得られていると、65歳以上も含めてですね。ここだけ見るとものすごく優秀、すごくできていると思います、全国的なあれを見れば。今後は、作成にはなかなか時間と労力、理解も求めなければいけないんですけど、ケアマネージャーや福祉の専門職や相談員の皆さんと時間をかけて、今後も他都市のいいところも取り入れながら進めていただければと思いますが、どうでしょうか。

保健福祉課長 議長。

河合議長 森ちあき保健福祉課長。

保健福祉課長 3番、中島議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

この個別計画につきましては、万が一のときに実効性のある計画でなくてはなりません。計画については、関係機関と連携してまいりたいと考えます。どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

河合議長 次の質問をしてください。中島議員。

中島議員 それでは、次の質問に入ります。

介護従事者に関するコロナワクチン接種についてお聞きいたします。

新型コロナワクチン接種は、医療従事者から高齢者への優先接種、一般接種予約へと進み、その優先順位に介護従事者への優先接種が含まれています。

厚生労働省は、コロナ禍でも訪問介護サービスを続けるよう全国の自治体に通達していますが、その一方で、ワクチンの優先接種は入居系施設の従事者のみで、通所・訪問介護従事者は市町村に登録された場合のみを対象とされ、未登録の場合は対象とならないため、通所・訪問介護の現場では切実な声が上がっています。

そのような状況の中、一部の自治体では幅を広げ、通所・訪問介護従事者にもワクチン接種を行う自治体もあります。この問題は国会でも取り上げられ、ようやく検討に入るとしています。本町でも厚生労働省のガイドラインに沿って行われ、高齢者施設ではクラスター発生の恐れがあり、感染が広がっても事業を続ける必要があるため、クラスター抑制も含め、高齢者施設を対象として、通所・訪問介護従事者は優先順位の枠には入っておりません。

通所・訪問介護の現場では、買い物や、ベッドから車椅子への移動、入浴や食事、歯磨きなどの生活の支援をし、密着しての介助は不可欠、お互いの感染リスクは拭えません。利用者のもとには、ヘルパーだけでなく、看護師やリハビリのための理学療法士など、多くの支援者が訪れます。高齢者や持病のある人など、重症化リスクの高い複数の利用者宅を訪問し、自分たちがコロナに感染すると多くの人に影響が出てしまうのではないかという不安や心配もありながら、医療がひっ迫した場合でも、利用者の方が感染されていても生活の介助は必要であり、通所・訪問介護の現場では緊張を強いられているのが現状です。

国では、2回目の接種を終えた人に3回目の接種を行うことについて、厚生労働省が必要と判断すれば、医療従事者を対象に速やかに対応できるよう準備をしていると明らかにしています。

そこで、以下の点について問います。

今後、3回目の接種が必要とされても、厚生労働省のガイドラインは現状のままと推測し、自治体判断での介護従事者へのワクチン優先接種を、通所・訪問介護従事者にも枠を広げるべきと強く考えるが、見解を求めます。

2、現在、厚生労働省はまん延防止策が発令されている地域の高齢者施設への一斉PCR検査の実施を推奨しています。しかし、このPCR検査もワクチン接種同様に自治体の判断に委ねるものとなっており、豊郷町の判断を介護従事者が見守っている状況です。PCR検査についてもワクチン同様に枠を広げるべきと考えるが、見解を求めます。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、中島政幸議員の介護従事者に関するコロナワクチン接種についてのご質問にお答えいたします。

まず、3回目の接種が実施された場合の優先接種対象拡大の件についてですが、議員ご指摘のとおり、高齢者施設等の従事者については、国の手引に基づき居住系サービスの従事者を優先接種の対象として接種を実施したところでございます。昨今の感染状況を踏まえ、3回目の接種を実施することとなった場合においては、通所系、訪問系サービス事業の従事者についても優先接種の対象となるよう前向きに検討してまいりたいと考えております。

また、PCR検査の実施についてですが、現在もですが、滋賀県が緊急事態宣言の対象区域となったため、県において、県内の希望する高齢者、障害者の入所・通所施設の従事者に、1回に限りPCR検査を無料で実施されています。本事業につきましては、感染が拡大する中、重症化リスクが高い高齢者、障害者が1か所に集まる入所・通所系施設で集団感染が生じた場合に、医療提供体制への負荷の増大につながることから、それを防止するために集中的に検査をされているものと把握しております。集中的な検査につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針にもあるとおり、都道府県及び保健所設置市が実施するものであることから、訪問系サービス事業所を集中的な検査に含めるよう、滋賀県に対しまして機会を捉えて要望してまいりたいと考えております。

以上です。

河合議長 再質問はありますか。

中島議員 はい。

河合議長 中島議員。

中島議員 それでは再質問します。

豊郷町は厚労省のガイドラインに沿ってやっておられたということで、別にそこを責めるつもりもありませんが、一方では、そのような通所介護従事者の方には、なかなかうまく行かない。いろいろな、苦情ではありませんけど、悲痛な声が届いております。ワクチンの優先順位から自分たちは取り残されてしまったと。通所・訪問介護従事者の中には、ワクチンも優先的に打ってもらえへんかったら、家族から、取りあえず一旦辞めてしまったらと言われるような事例も出てきてます。ただでさえ人手不足の介護現場での離職率が増えているというような実態もある。町に行けば町へ行くほどそのような実態があると。

また、利用者の状況を知らないヘルパーさんが入ったときに、介護ができるかといえば何もできないに近く、すぐにマッチングできるものではないというような不安の声もあって、利用されている方にも、ものすごく不便をかけるというような思い。このワクチン接種に関しては、ワクチンの供給量や人員とか、問題視されていますが、このような問題もあわせて、弊害として現場ではあるということとは認識していただきたい。

この問題は国会の予算委員会ですぐに取り上げられて、居宅サービスの従事者が対象になって訪問サービスの従事者が対象になっていないがとの問いに、厚生労働大臣が優先接種の対象にしてはどうかと検討中というふうに国会でも答えられているので、今後はどのように変わってくるかというのは、ちょっと今のところは分からないんですけど、今後、3回目、4回目とワクチン接種が進むとしても、多分2回目のワクチンの接種日から半年後とか1年後とかの、日数計算でほぼ確定してくるだろうと、そういうのが打つ日はね。そのように想定されますが、通所・訪問介護従事者が対象とならない、同じような状況も、そうなれば考えにくいんですけど、ワクチン接種に限らず、このコロナ禍の中、このような状況が生じたときに、行政の判断やリーダーシップが重要となり、その枠が広げられる場合はしっかり考えていただいて、今以上の努力をしていただきたいと思います。見解を伺います。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 中島議員の再質問にお答えいたします。

確かに、お仕事を辞められたりとか、離職率が高くなるという情報の方はいただきまして、その現状認識は当然していかなければならないというふうに考えておりますし、当然、今まで、利用者さんとヘルパーさんの方の関係性がある、特に障害をお持ちの方であるとか高齢者の方であると、なかなかマッチングが、じゃあ、サービス要らないわというふうにならないように、今後の方向もできれば進めていきたいと考えております。

議員ご指摘のとおり、2回目の接種から何か月後というふうになりますと、当然、優先接種を行わなかった日程に縛られてしまいますので、そこについてはなかなか難しい部分があるかと思っておりますけれども、その時々々のワクチンの入荷状況で、高齢者の後に、一般に移る前のワクチンの数が少なければ、例えば高齢者施設の方を優先するであるとか、そこら辺については随時柔軟に対応できるようにしていければなと考えております。今後も引き続き、ワクチンをいつまで打つことになるのかちょっと分からない部分があるかと思っておりますけれども、

自治体判断、国の手引はありますけれども、自治体の判断でできる部分については、そういった方も優先的に打っていきけるように検討の方を、優先的に打っていきけるようにしてまいりたいと考えております。

以上です。

河合議長 再々質問はありますか。

中島議員 結構です。ありがとうございます。

河合議長 次に、高橋直子さんの質問を許します。

高橋議員 議長、6番。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、一般質問をさせていただきます。

まず町長、教育長にお尋ねします。コロナ禍の中、子どもたちを取り巻く実態をつかむ努力を、以下、子どもたちの現状報告を求めます。

長い夏休みの間、子どもたちの様子をつかむ体制にはどんな工夫をされましたか。

2番目です。新学級を迎え、子どもたちの現状はいかがでしょう。

3つ目、校園長会議では、コロナ対策についてどんな論議がなされていますか。

4つ目、オンライン授業の体制は整いましたか。Wi-Fi環境は、8月24日、教育委員会に聞き取りをさせていただいた時点で、まだ未整備とのことでありました。昨年、各家庭にアンケートをとった後、どのような取組をされたのでしょうか。私、これは6月議会でもお尋ねしていました。この間、どのようにされたのか具体的に説明をしてください。

コロナの感染状況によっては、子どもたちは家庭でオンライン授業を受けることも想定されます。悠長なことをしては間に合わないのではないのでしょうか。全員の分のWi-Fi接続はいつ頃になる予定でしょうか。先生方のオンライン授業の進め方の研修や、模擬授業は済んだのでしょうか。自信を持って取り組める、そういう体制になっているのでしょうか。タブレットの破損についてのガイドラインはつくっておられますか。おとし、コンピューターが傷んだ件もありましたので、このことも教えてください。

町長、教育長にお尋ねします。生理の貧困について真剣な論議を。

経済的理由で生理用品を購入できない生理の貧困が、コロナ感染拡大によって、より顕在化し、全国で支援の輪が広がっています。6月議会で質問した際に、その時点で支援をしている自治体や、学校の様子を掲載した新聞記事を一般質問の後に教育長に情報提供しましたが、それ以降、教育委員会としても、全国の情報をつかんでおられることと思います。現状認識はいかがでしょう。希望す

る子どもが、気兼ねなく生理用品を手にする事ができるように、学校トイレに常備することを再度提案します。独自施策として取り組みませんか。

続きまして、町長、教育長にお尋ねします。

災害時避難所の機能的な対応策を。

8月14日の集中豪雨の際、町から避難指示が出され、一部住民が日栄小学校と豊日中学校に避難されました。町長、教育長をはじめ、てきぱきと行動されておられ、本当に感謝した次第です。コロナ禍での避難所設置は初めての経験となったわけですが、町としてどのような取組をなされたのか、時系列での報告と、今後に向けての反省会をしておられると思いますので、その報告も求めます。

今回は、幸い、堤防決壊とならずに済み、16時30分に解除となりました。しかし、地球規模で異常気象が続く中で、どんな災害に見舞われるか分かりません。そこで、以下の提案をするので、答弁を求めます。

1つ、避難を呼びかける防災無線の放送を繰り返し流し、広報車の巡回で危機感を持ってもらう。

2つ、高齢者や障害者にとって、パイプ椅子に数時間座っているのもつらいのではないのでしょうか。町は段ボールベッドも購入されています。それを持ち込んで、足を伸ばしたり、横になれる環境をつくれないのでしょうか。

3つ目、コロナ対策及びプライバシー保護用として、パーテーションでの区切りが必要ではないのでしょうか。

4つ目、テレビやラジオなどを設置して、避難者に現状把握をしてもらい、今後の見通しなどの情報提供をすることで、不安を取り除く工夫を。

5つ目、時間帯によっては、夜間の避難所開設も求められるので、シミュレーションをしておくなどです。

町長にお聞きします。コロナ感染拡大を抑えるために、PCR検査に町費補助を。

繰り返し求めてきましたが、国や県の仕事であるとして、考えていないという答弁が続いています。しかし、日本は世界中の国の中で143位、滋賀県は全国で46位という検査数の低さです。昨今の第5波にあっては、滋賀県の感染者は1日の感染者が200人を超えるなど、今までにない増え方です。8月27日からは緊急事態宣言対象地域になりました。保健所は手いっぱい、いよいよ感染経路を追うことを断念してしまい、その影響で濃厚接触者の調査も滞っています。この状況下では、いわゆる無症状感染者が、本人が気づかぬうちに感染源となる可能性が強くなり、町民誰も、明日はわが身と覚悟しなければならない状況にあります。だからこそ、希望する町民にはどんどんPCR検査を受け

てもらふことが大事です。早期に発見して、治療に結びつけ、命を守り、ほかの人に感染を広げないためです。

急がば回れの発想で、町としても検査数を増やす努力をすることが感染を抑え込む早道になります。遠方ではなく、身近なところで検査を受けることができれば、町民にとっても喜ばしいことです。協力してもらえる医療機関、豊郷病院には断られたとお聞きしていますが、再度お願いするとか、近くの病院を急いで探すことと、検査費無料化への対策にかじを切ることを求めます。

以上、答弁を求めます。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 高橋議員のコロナ禍の中、子どもたちを取り巻く実態をつかむ努力をについてお答えをさせていただきます。

1点目の、夏休みの間、子どもたちの様子をつかむ体制にはどのような工夫をしたのかにつきましては、幼稚園においては、夏季休業期間中に夏季保育や個別懇談を実施して把握を行いました。また、小・中学校におきましては、学習会、質問教室、部活動など、児童・生徒の登校による把握とともに、家庭への電話連絡等によりまして状況把握を行っております。

2点目の、新学期を迎え、子どもたちの現状はどうかについてですが、長期休業明けではありますが、特に大きな変化はなく、安定した学校・園生活を送っております。コロナ関連で、登校、登園等を控える子どもはおりますが、日頃から家庭と連絡を取り状況を把握するとともに、学びの保障に努めております。

3点目の、校園長会議では、コロナ対策についてどのような議論がされているのかについてですが、1つ目といたしまして、国や県が示す学校における最新の感染症対策について、確認や共通理解をより一層図る。2つ目、日常の授業や保育等の教育活動、様々な学校行事を推進する上で行うべき感染症対策について協議する。3つ目、今後想定される事態等について意見交換や情報交換を行い、準備などを進めるなどの協議をいたしております。

4点目の、オンライン授業の体制は整ったかについてですが、1点目のWi-Fi環境は未整備とのことですが、整備は昨年度完了しております。2点目の、先生方のオンライン授業の進め方の研修や模擬授業は済んだのかとのご質問につきましては、本年度4月に豊栄のさとにて、教職員を対象に全員研修を実施いたしております。その後も、各学校でも、情報教育担当の先生を中心に日々研さんをしております。3点目のご質問につきましては、破損も想定したガイドラインを作成しております。

次に2つ目の、生理の貧困について真剣な議論をについてお答えをさせていただきます。

このご質問につきましては、令和3年9月議会補正予算、科目10、1、3、10、1、教育振興費の消耗品費にて予算計上しております。

以上です。

総務課長

議長。

河合議長

山田総務課長。

総務課長

それでは、高橋議員の質問にお答えいたします。

災害時避難所の機能的な対応策をについてお答えします。

まず、先ほど鈴木議員のときに答弁した後の時系列で説明していきます。

12時3分に広域避難場所に物資搬送、水と焼き鳥とリッツなどを搬送しています。

12時40分には日栄小学校19人、豊日中学校0人、吉田公民館6人の避難を確認しています。

13時5分、宇曾川の水位上昇は、避難判断水位にはまだ達していないレベル3の状態でありました。

13時20分、吉田7班に避難指示、防災無線を流しました。これは岩倉川の水位がかなり上昇したためであります。その後、広報車にて吉田区の方に避難の呼びかけを職員2名で行っております。

13時30分、湖東土木事務所に災害派遣を要請しました。

14時10分、土のうづくりを北部浄水場で開始しました。

14時20分には見回りで町内を回っていたんですけども、カントリー付近が全て冠水しているのを確認しております。

14時30分には、日栄小学校28人、豊日中学校1名の避難を確認しております。

15時10分、14時30分以降はちょっと雨が上がってきましたので、15時10分にはアンダーパスを開放しております。

15時30分に、県の災害派遣の方が到着されまして、16時16分ではまだ大雨洪水警報が継続中のが入ってきまして、16時20分に避難所の、もう、このときには雨が上がってしまっていたので、水位も大分下がってきまして、避難所の閉鎖を防災無線でお知らせしまして、16時30分に災害警戒本部の廃止と、日栄小学校、豊日中学校の閉鎖をしております。

その後、警戒体制は引き続き行いまして、1時間ごとに河川の巡回に行っております。翌日の8時23分に大雨洪水警報が解除になりましたので、警戒体制を

廃止、解除としております。

1 番につきましては、防災無線での呼びかけを 6 回行っております。一番増水しました 1 3 時 2 0 分には吉田 7 班に避難指示の防災無線を行い、その後、広報車にて吉田区に避難の呼びかけを職員 2 名が行っております。吉田区民さんからも、役場の公用車で来た方に、自分らも早く避難した方がいいよという声をかけられております。

次に 2 番、段ボールベッドなどの持込みについて、検討は行いました。しかし、短期間で解除ができると見込まれましたので、今回は食事のみの物資搬送といたしました。食事も今回、缶詰の焼き鳥を購入しましたので、試食の意味を兼ねて水とリッツを提供いたしました。

3 番、コロナ対策及びプライバシーの保護用として、パーテーションの区切りが必要ではないかについては、体育館の状況を写真で把握しておりました。昨年、仕切りのある畳を購入しておりましたが、密状態ではないため搬送を行っておりません。

4 番、今回の避難指示において、本部会の開設のときに、そのような協議をしております。まずは配線工事を教育委員会にお願いしております。

5 番、時間帯によっては夜間の避難所の開設も求められるので、シミュレーションについてはそのとおりだと思います。今回は急な対応でありましたので、今後も、急な対応でも迅速に動けるようなシミュレーションをしていきます。

次に、コロナ感染を抑えるための P C R 検査に町補助をについてお答えします。

滋賀県では、健康福祉部職員が総出で各保健所に出向いて、濃厚接触者の調査、コロナ感染症の対策を講じています。濃厚接触者の調査が滞ってはいないと思います。現在、少しの症状でも、かかりつけ医に相談すれば P C R 検査が受けられます。なので、町での一般に向けての P C R 検査は考えておりません。

先ほど、医療保険課長の答弁がありましたように、現在の豊郷町のワクチン接種は 5 2 . 4 % の方が 2 回目の接種を終えられております。まずはワクチン接種を皆さんが受けていただくことが大事だと思います。

以上です。

河合議長 再質問はありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、再質問をさせていただきます。

子どもたちの状況は、町民が不安に陥るようなことのない落ち着いたスター

トを切れている。夏休み中もしっかりと状況はつかんでおりましたという捉え方でよろしいですね、はい。

そして、校園長会でどんなことが論議されているのかというのも、一応、項目的にお聞きしましたけれども、その中で、特にどういうことをね、園長先生、校長先生は悩みを持っておられるのか。そして、親御さんとの関わりなどでね、いろいろ出ると思うんですよ、相談事だったりね、教育委員会への提案など、出てくると思うんですけれども、何せ、この校園長会議でどんな論議がされているのかというのを知りたくて、情報公開を試みましたが、義務的な会議ではない、記録取る義務がないということで、一切その中身が見えませんが、どんな論議をしているのか。もっと詳しく報告をお願いします。

そして、オンライン授業の体制整ったのかという質問、私、ここに日付も書いていますけれども、教育委員会に問合せに行ったときに、まだできてないというお返事でしたし、去年からアンケートを取ったっきりで、自分の家にはWi-Fi環境のための器具なりがね、まだ届いていないという親御さんが実際にいらっしゃるんですよ。そういう点では、今の答弁とちょっとかみ合わないなと思うんですけれども、もう、全ての家庭でオンラインで授業を受ける体制というのは整ったと、このように町民に知らせてよろしいのでしょうか。

それから、先生方のオンライン授業の進め方というのにつきまして、夏休み中にね、自主的に勉強会をなさっている、そういう集会に参加された先生方の悩みとして、なかなか難しい、そして実際に、まだ子どもたちとやり取りをするまでの訓練とか、そういうのをできないまま進められているからというので、現場の先生方悩んでいるということ、私、新聞記事で読みましたので、私たちの町の先生はどうなんだろうなとお聞きしたんですけれども、先生方は不安なく、いざというときにはしっかり取り組める、こういう体制になっているんだという捉え方でよろしいのでしょうか。

それから、タブレットの破損などですけれど、もし持ち帰るとなると、どこでどんなことが起きて、傷んじゃうということもあると思うんです。起き得ることも想定できます。そういう点で、本当にこういうしっかりとしたガイドラインというのは、親御さん、学校の共通理解と親御さんへの周知徹底は大事だと思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

そして、トータルとして、よくね、こういう県が発行している、心の健康についてとか、いろんな、私も本読んでいたりしていますと、子どもたちはすごく不安がっているんですよね、コロナ禍の生活について。家でも虐待があったりとか、それから、仕事をなかなかうまくいかないから、おうちで仕事をしている親御さん

が子どもに当たってしまうとか、そして、特にお父さんお母さんとが、今まで以上に一緒にいる時間が長いものですから、夫婦の中の争いごとを子どもが目の前で見てしまうとか、いろんなケースが想定されて、そしてそういう相談窓口がちゃんとあるくらいですから、私たちのまちの子どもたちは、誰1人、そんな不幸な環境にない、このように思ってたらいいんでしょうか。そのことも教えてください。まずこれをお願いします。

教育長 議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 高橋議員さんの再質問にお答えいたします。

私の方から答えさせていただくと、次長から答える部分がありますので、まずご了解いただきたいと思います。

まず、1点目、校園長会議でどんな話をしているんだというところではありますが、今、コロナ対策についてということでお話がありましたので、例えばですと、国のガイドライン、あるいは県のガイドライン、そしてまん延防止、あるいは緊急事態が出たときに、それぞれ教育委員会サイドは教育委員会サイドで、レベル1、レベル2、レベル3の指示を出されています。そういったものの確認をまず校園長会では行っております。

そしてあと、日常につきましては、当然、子どもたちの様子、そういったことは校長を通じて上がってきています。子どもが不安がらないように、子どもが安心して登校・登園できるようにという指示を出しております。つぶさな観察等が必要でありますので、もしもの時はスクールカウンセラー等につないでいくのが我々の仕事であるかということをおもっております。

あと、先生方の、オンラインで今どうなのかということですが、先ほど言いましたように、夏休みに入ってすぐ、町内の小中の教職員全員集めて研修会を行いました。それで全てじゃありません。当然、前にもお話しさせてもらいましたように、タブレットのIDの入力、1年生の子は英語、アルファベットを入力するというのも非常にハードルが高いです。そういったものも丁寧にしていかないと、いきなりオンライン学習というところになれば、子どもがオーバーワークしてしまう可能性ありますので、あくまで子どもの状況を、実態を見ながら進めていくということに徹しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 私の方からは、高橋議員の再質問でWi-Fi環境のことについてご説明を

させていただきます。

先ほど、8月24日の時点でまだ未整備ということで、当日来てくださったときの説明が不足だったので、そこの辺りは申し訳ございません。現在でのWi-Fi環境につきましては、昨年度末にタブレット、ルーター、LANの工事は完了しております。ですので1人1台のタブレット、Wi-Fi環境のない子どもたちへのルーターの備品等は購入し、きちっとして整備してあります。

その中で、昨年度、小学校6年生と中学校3年生の子どもを対象に、無線環境のないおうちの方というのが145名というような説明を、以前かその前に答弁させていただいたと思うんですけれども、直近、また新学期が始まりまして、学校の方で再度、小学校1年生から6年生の保護者を対象にアンケートを取っております。その中で、先ほど言いましたルーターを借りたいとか、近いうちにおうちの方でそういう環境を整備する予定というようなおうちの方が両小学校で30件ほどありますので、その方々につきましては、先ほどお話しさせていただきましたルーターの貸し出し等をしていきたいと思っております。

以上です。

河合議長 再々質問はありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 私、1番と2番で子どもたちの状態というのを本当に教育委員会がしっかりとつかんでいただきたいなという思いでお尋ねしてるわけなんですけれども、やはり、行き渡りとか、長い間に生活がめちゃくちゃ乱れてしまって、なかなか朝起きにくいとか、いろんな子どもたちのケース想定ができるし、そういう事例もね、いろいろ新聞などでも発表されています。

そういう子どもたちの厳しい環境に寄り添っていくためには、やっぱり教育委員会が、園長、校長先生としっかりとつながって、子どもたち一人ひとりはどうな様子かというのがね、把握できる体制が必要だと思って、こういうことをお尋ねしています。先の校園長会では、コロナ対策だけしかきつと話題にならなかったかなあと思うんですけど、子どもたちの実態をつかむためには、これからもね、本当、いろんなストレスを抱えてね、子どもたちは、その中でも一生懸命頑張っているわけです。その子どもたちを、例えばもう、9月いうたらよくね、自殺が多いとかということも話題になるじゃないですか。心身ともに健やかに育つ、そういう環境を町全体でバックアップするよという、そういうエールをね、見える形で示していただきたいし、議会にも報告をしていただきたいと思う次第なんです。繰り返し言いますけれども、校園長会で、事務的な連絡だけじ

やなくて、子どもたちの実態をつかむ努力を是非していただきたいと思いません。

W i - F i 環境については、一応ね。見通しがついたということで報告がありましたけれども、いつ頃こう、30件のおうち等に完全に届け、そういう体制が整えられるのか、見通しを教えてください。

以上です。

教育長 議長。

河合議長 教育長。

教育長 高橋議員さんの再々質問にお答えいたします。

ご質問では、校園長会議ではコロナ対策についてという指定でありましたので、そのことで答えさせていただいたのであって、校園長会議では子どもたちの情報交流、また、教職員の情報交流、あるいは県の指示、通知、周知等もありますので、そういった部分も行っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思えます。

以上です。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 高橋議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

ルーターをいつ届けられるのかということだったと思うんですけれども、学校で授業をしている間は特に貸し出すという予定はございません。例えば、また緊急事態宣言が出されました、学校が休校になりました、あるいは学級閉鎖になりました等々のときに、その家庭に、そういう環境のない方には貸し出しをするというつもりはしておりますけれども、何もないときにそれを貸し出すという予定はしておりませんので、ご理解をお願いします。

河合議長 次の質問をしてください。

高橋議員 次の生理の貧困については、先ほど前向きな答弁いただけましたので、予算化も考えてくださったということですので、次の質問に移らせていただきます。

コロナ対策、相変わらずの答弁だったように思います。PCR検査の、町独自の検査はやらないということでしたよね。とにかく、お隣の甲良町は、ちゃんと自前でやってはる、やっておられるというのと、それから、その後、検査をしてもいいですよという医療機関が増えているそうです、そういうことはご存じでしょうか。遠いところに行かなくても、本当に心配なとき、また、冠婚葬祭などでどうしても行かなきゃいけない、そういうときに、検査を受けられたら安心して参加できるじゃないですか。そういう点でも有効だと思うんですけれども、全

く考えない、この間全く考えなかったのか。ちょっとは論議したけれども、何かの理由でやめとこうということになったのか。そういう検討の具合を教えてください。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 高橋議員の再質問にお答えします。

町内の医療機関で、PCR検査ができるところがあるのではないかとということなんですけれども、そのことについては保健所から差し控えるように言われていますので、どこかということにはちょっと言えません。あと、検討はしていないのかということなんですけれども、こうやって、毎議会質問いただきますので、そのときには必ず、どうしていかうかという検討はしています。

例えば、今回は緊急事態宣言ですので、小学校にもし出た場合に、PCR検査を全員さすのかとか、いろんなことは検討しております。しかしながら、一般に誰もが受けられるというほどの町補助は、ちょっと考えていないということでございます。

以上です。

河合議長 再々質問はありますか。

高橋議員 はい。この検査の拡大ということにつきましては、一番新しい情報をちょっと取ってきたんですけれども、今日時点で、ネットでちゃんと載って、8月4日付の記事なんですけれども、国の方も、どんどん検査を広げなさいと、そういう通達なりが来ていると思うんです。それは私たちの町には届いているのかどうか。そしてとにかく、先ほども表現しましたけれども、急がば回れ、陰性だったときには無駄金と思われるかもしれませんが、でも、町民の命がかかっているんですから、たくさん一緒に調べて早めに発見する、このことの大切さというのを、私、毎議会ごとに提案しているんですけれども、先ほどあっさり、検討はしたけれども、予算化なりに結びついていないという答弁でした。滋賀県内でもいろんな団体さんがね、県に対してPCR検査の拡充というのも要望をしておられます。1つが、明るい滋賀県政をつくる会というところが滋賀県に対して、PCR検査を広めて対策を取ってほしいとか、自宅待機、現実的に無理、ホテルの確保などに早急を実現してほしいとか、親と子どもが利用できる療養施設が必要だとか、いろんな、健康を守るための、命を守るための提案をなさっています。その項目の中に、やっぱり検査を幅広く受けさせてほしいという項目もあるんですよね。それをやっているところはどんどん増えています。なぜ予算化をね、私たちは提案をしたのが、甲良町並みにね、250万ほどの予算で希望する人が

検査を受けられる体制をという提案もさせていただきましたけれども、その250万すら私たちの町は出せない厳しい財政状況なんではないでしょうか。そういうこともぜひ真剣に考えていただきたいなと思います。早めの発見が命を守ることにつながる、この認識はお持ちいただけてるのではないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 高橋議員の再々質問にお答えいたします。

8月4日の、国の方からも通達が来ているのは確認しているんですかということでございますけども、総務課の方は危機管理局からの方のメールしか来ませんので、どのような通達が来ているのかがちょっと、総務課では確認できないので申し訳ございません。

あと、5月に、町民の皆様から署名つきでPCR検査を皆さん受けられるいうのをいただいて、そのときも検討をしております。今回の議会のときにも、世田谷区の方に直接電話しまして、状況などを確認しております。あと、京都市では、ある町なんですけども、盆のときに抗原検査キットを無料で配布しとかはるんですけども、その精度が悪いということで、全部回収に至った経緯も、いろいろありますので、なかなか町では行わないということと、今、少しでも、どう言うたらいいんですか、体調おかしいなと思えば、すぐにかかりつけに相談するとPCR検査が受けられますので、それで十分いけるんじゃないかという判断でございます。

河合議長 高橋さん、次の質問行ってください。

高橋議員 続きまして、災害時避難所の機能的な対応策をということで質問します。

私も初めて避難所というところに、実は行った次第なんです。今までは避難の指示があっても、日栄小よりも自分の家の方が水につく可能性は低いということで、そういう認識も、家族中でそういう話題になったりしたこともあったんですけども、今回はやはり、現場を見る、そして、自分自身がそういうところで、ちゃんと状況をつかまなければいけないと思って寄せていただきました。

その中で感じたのは、町の、本当にね、コロナ対策とあわせての対応だったので、皆さんね、今までやらなくてもよかった作業なども含めて本当にてきぱきと動いててくださいましたし、教育長の場合は日栄小に勤務なさっていた経験も生かして、本当に、ものの出し方とかそういうのも、ぱっぱとやられて、本当に頼もしいなという、そういう感じを持ちました。

その中でですけども、体温計がね、非何とかいうて、接触しなくても済む体

温計じゃなくって、脇に挟む体温計だったりとか、そういうのはやっぱり、今後は考えなきゃいけないのかなとか、消毒の方も足踏み式の方が安全にできるんじゃないかななども感じた次第です。そして、何よりも心強かったのは、報告を聞いて、やはり地元いらっしやる町職員さんがね、自分らの目で見て、感じて、すぐにお知らせをしてはる、それが生きているんだなと思いました。

実は私もIT難民です。スマホを持っていても、よう使いこなさないんですけども、連絡をね、すごく取り合っておられましたし、そして、避難所におられる方にとっては、外のことは全く分からないんです。テレビを持ち込む努力もなさってくださっていましたが、あいにくそれは実現ができませんでした。何か不具合があったんだと思うんですけども、中にいると、本当に外のことが分かりません。だから逐一、今、川がどんな様子なんだとか、どのくらい経ったら雨が上がりそうだとか、そういうことを知らしてくださる体制というのにも必要だなあと感じました。この中にいらっしやるね、スマホ情報をうまく使っておられる職員さんに聞いてね。そして、あと30分ほどしたらこの雲がどくから何とかなるんじゃないかとかいう、そういう明るい情報をもらおうと、隣近所にいらっしやる方にお知らせしたんですよ。そしたらやっぱり待てるんですね。不安感が少しでもそこで和らぐんです。そういう感じでは、今のそういうIT技術をちゃんと駆使して、そして町民の不安に伝えていく、これもとても大事じゃないかというのを感じた次第です。そういうことも、きっとね、反省、これからもまた反省会は繰り返し、詰めていかれるようなこともお聞きしましたので、ぜひ生きた避難計画にしていっていただきたいと思う次第です。

本当、中にいるとね、そんだけの回数、たくさん広報車を出してくださってたということも分かりませんでしたので、今日、報告をお聞かせいただいて、頑張って住民さんを避難させるための努力はなされたんだと思うんですけども、何せ、集まって、避難してくださる方が少し少なかったなと感じるんです。それは、めったなことはないという人間のね、どっかにある勝手な安心感がそうするのかなと思うんですけども、あれ本当に、決壊していたらね、とんでもない大災害になったんじゃないかなと思うので、町民さんに、真剣に受け止めていただけるための啓発、啓蒙の仕方というのも工夫されたいかがででしょうか。そして、今回は短時間でやむだろうということで、いろいろなベッドとかパーテーションなんかは使われなかったということなんですけれども、全職員さんがそういう、夜間のことも含めて、本当に実のある計画になるように、今回経験されたことを生かしていかれたらどうかと思います。

そして、私も議員として初めて寄せていただいたんですけど、よそでは議会議

員行動指針、災害時の行動指針とか、民生委員さんたちがどのようにね、先ほど中島議員の質問にありましたけれども、いざというときに、障害を持っている方、そして1人で行動できない方々などなどをどうやって救っていくのかという、そういう計画も町としてつくられたらどうかなと思います。民生委員さんは、私の村から避難したのは私と民生委員の方だけだったんです。民生委員さんがどのような行動をされたかというのは、お聞かせ願いました。やっぱり、自分の対象の方は皆さんに声をかけて、そして回ってきましたっておっしゃっていたので、そういうことが全町に広がれば、そういう避難難民が生まれませんので、そのこともどのように考えていらっしゃるかなというのもお聞かせください。

以上です。

保健福祉課長

議長。

河合議長

森ちあき保健福祉課長。

保健福祉課長

高橋議員のご質問にお答えをさせていただきます。

障害者の方とか高齢者の方の避難の計画ということですが、先ほども中島議員のご質問にお答えさせていただきましたように、個別避難計画、個別計画というのがありまして、現在のところ、ご本人さんご希望された方だけの登録の名簿を、区長さんや民生委員さんの方にお配りさせていただきまして、万が一のときの避難等に役立てていただくように保管をいただいております。また、ご心配のある方につきましては議員さんからもお声掛けいただきまして、個別計画の登録を推奨いただければと思います。

以上です。

総務課長

議長。

河合議長

山田総務課長。

総務課長

高橋議員の再質問にお答えいたします。

先ほどは、ちょっと貴重な意見をいただいたんかなと思います。僕ら今回、本部会の中で、いろいろ皆さんとLINEのやり取りした中で、テレビがあるといねということをお願いしまして、そうだなということをおもいました。災害が終わった後、翌日にツイッターで河川の状況が流せたらなと思ったんですけども、役場ではまだツイッターやっていませんので、どういうふうに河川の増水した状況を皆さんに写真でお知らせするのかというのには課題に思っていましたので、例えば、張りついている職員が皆さんに見せて回るとか、そういうなんが1つ、いいのかなと今思いました。

あと、行動につきましては、令和2年の3月に豊郷町地域防災計画と行動マニュアルを策定されておりますので、本来はそれに沿って行動していかなければ

ならないということでございます。

以上でございます。

河合議長 再々質問はありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 私も実際寄せていただいて、何をどうしたらいいのかというのをね、自分なりに、邪魔にならない程度のお手伝いしかできなかったんです。でもやっぱり、町民の皆さんの負託を受けてね、議員としてバッジをつけていますので、そういうのが、何か指針的なものが考えられないのかなと思うんですけども、そういうのは、あるのかないのかというのがちょっと分からないまま、取りあえず行って、現場で感じたことを、そして動いてみようということをやったのが今回の件でしたけれども、あまりね、行ったがために気を遣わしてしまうとか邪魔をしてしまうこともよくないので、本当に、何をどうお手伝いしたらいいのかが分かたらうれしいなと思う次第です。町として何か提案なりがありましたら教えてください。よそをまた参考にしてくださるのもいいかなと思います。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 避難していただいて、ありがとうございます。

議員さんの行動計画は、議員さん皆さんが、自らが議論されて、これは考えていただいて、我々が大それた、こうしなさい、ああしなさいは言えませんので、どうぞよろしくをお願いします。

河合議長 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後3時38分 散会)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証する為、ここに署名する。

令和3年9月7日

豊郷町議会議長

議 員

議 員